

令和2年第2回

# 太子町議会定例会会議録

開会 令和2年6月2日

閉会 令和2年6月17日

太子町議会

令和2年 第2回太子町議会定例会会議録目次

第1日（6月2日）

|   |     |
|---|-----|
| 開会宣告  | 4   |
| 会議録署名議員の指名  | 1 1 |
| 会期決定の件  | 1 1 |
| 選挙第1号 大阪広域水道企業団議会議員の選挙  | 1 2 |
| 報告第4号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）                                      | 1 3 |
| 報告第5号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の件（町長提出議案）                          | 1 4 |
| 報告第6号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件（町長提出議案）                          | 1 5 |
| 報告第7号 平成31年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）                         | 1 9 |
| 議案第18号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（町長提出議案） | 2 0 |
| 議案第19号 太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件（町長提出議案）                                | 2 1 |
| 議案第20号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）                                     | 2 1 |
| 議案第21号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）                                       | 2 1 |
| 議案第22号 太子町消防団条例中改正の件（町長提出議案）  | 2 1 |
| 議案第23号 太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件（町長提出議案）                                | 2 1 |
| 議案第24号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第3号）（町長提出議案）                                | 2 3 |
| 議案第25号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）                          | 2 3 |
| 議案第26号 太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件（町長提出議案）                             | 2 4 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 諸般の報告（監査） ..... | 26 |
| 散 会 .....       | 26 |

**第2日（6月15日）**

|            |    |
|------------|----|
| 開 議 .....  | 29 |
| 一般質問 ..... | 29 |
| 散 会 .....  | 84 |

**第3日（6月17日）**

|   |    |
|---|----|
| 開 議 .....   | 87 |
| 議案第18号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（総務まちづくり常任委員長報告） ..... | 87 |
| 議案第19号 太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告） .....                                | 87 |
| 議案第20号 太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告） .....  | 87 |
| 議案第21号 太子町介護保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報告） .....  | 87 |
| 議案第22号 太子町消防団条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告） .....  | 87 |
| 議案第23号 太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告） .....                                | 87 |
| 議案第24号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第3号）（予算常任委員長報告） .....                                     | 87 |
| 議案第25号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（福祉文教常任委員長報告） .....                             | 87 |
| 議案第27号 特別職の給与の特例に関する条例中改正の件（町長提出議案） .....   | 97 |
| 議員提出議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例中改正の件（議員提出議案） .....                           | 98 |

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 議員提出議案第2号 太子町副町長定数条例中改正の件（議員提出議案）… | 99  |
| 請願第2号 「(仮称)生涯学習施設」の早期建設開始を求める請願 …… | 103 |
| 閉会中の継続審査の申し出について…                  | 105 |
| 閉 会…                               | 106 |

【第 1 日】

令和2年 第2回太子町議会定例会会議録

令和2年6月2日(火) 午前 9時30分開会

◎出席議員(11名)

|    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 羽山茂男君  | 7番  | 村井浩二君 |
| 2番 | 中村直幸君  | 8番  | 山田強君  |
| 3番 | 辻本馨君   | 9番  | 寺町幸雄君 |
| 4番 | 斧田秀明君  | 10番 | 建石良明君 |
| 5番 | 阪口寛君   | 11番 | 森田忠彦君 |
| 6番 | 西田いく子君 |     |       |

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

|           |       |                |       |
|-----------|-------|----------------|-------|
| 町長        | 田中祐二君 | 住民人権課長         | 吉田雅樹君 |
| 副町長       | 藤原幹君  | 会計管理者<br>兼会計課長 | 林達也君  |
| 教育長       | 勝良憲治君 | 税務課長           | 林達也君  |
| 総務部長      | 小角孝彦君 | 危機管理課長         | 村上正規君 |
| まちづくり推進部長 | 村上正規君 | 観光産業課長         | 西本武史君 |
| 健康福祉部長    | 子安逸二君 | 生活環境課長         | 辻本知也君 |
| 教育次長      | 池田貴則君 | 高齢介護課長         | 米田正径君 |
| 秘書課長      | 東條信也君 | 保険医療課長         | 子安逸二君 |
| 総務政策課長    | 奥埜哲生君 | 教育総務課長         | 池田貴則君 |
| 財政課長      | 小角孝彦君 | 生涯学習課長         | 鳥取勝憲君 |

◎議会事務局

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 上田周治 | 書記 | 木下雄平 |
|------|------|----|------|

◎議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 選挙第1号 大阪広域水道企業団議会議員の選挙
- 日程第4 報告第4号 太子町税条例中改正の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第5 報告第5号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第6 報告第6号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第7 報告第7号 平成31年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件（町長提出議案）
- 日程第8 議案第18号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（町長提出議案）
- 日程第9 議案第19号 太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第10 議案第20号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第11 議案第21号 太子町介護保険条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第12 議案第22号 太子町消防団条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第13 議案第23号 太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件（町長提出議案）
- 日程第14 議案第24号 令和2年度太子町一般会計補正予算（第3号）（町長提出議案）
- 日程第15 議案第25号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（町長提出議案）
- 日程第16 議案第26号 太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件（町長提出議案）
- 日程第17 諸般の報告（監査）

○議長（森田忠彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会が招集されました。皆様におかれましては、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今般発生しております新型コロナウイルスの感染症により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、親族の皆様方に謹んでお悔やみ申し上げます。感染された方々の一日でも早い回復をお祈り致します。

また、緊急非常事態宣言が5月21日に解除されましたが、第2波への懸念も含みまして、3月定例会、5月臨時議会に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応として、理事者側の出席を必要最小限の人数とするほか、議員、職員及び傍聴者においては、マスクの着用を必須とすることにしております。ご理解、ご協力お願い致します。

会議に先立ちまして、憲法記念日知事表彰を中村議員が受賞されました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、表彰式は中止となっており、表彰状を太子町議会にて受理しておりますので、これより本人への伝達を行います。

（中村議員の表彰伝達を行う）

○議長（森田忠彦君） それでは開会致します。

開会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和2年第2回定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

去る4月の町長選挙におきまして、住民の皆様方の温かいご支援により、町政を担当させていただくこととなり、この場をお借り致しまして、改めて御礼を申し上げます。

また、先程ご報告のありました、憲法記念日知事表彰を受けられました中村議員におかれましては、誠にめでとうございます。長年のご活躍に心から敬意と感謝を申し上げますとともに、今後におかれましても、一層のご活躍をされますことをご祈念申し上げます。

それでは、今定例会へ提出致します案件についてでございますが、まず、報告と致しまして、太子町税条例中改正の専決処分の件ほか3件、事件議決案と致しまして、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、条例案と致しまして、太子町固定資産評価審査委員会条例中



改正の件ほか4件、予算案と致しまして、令和2年度太子町一般会計補正予算（第3号）ほか1件、人事案としまして、太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件、以上、合わせまして13件でございます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご承認、ご議決並びにご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

尚、町長就任に当たりまして、議長のお許しを頂き、私の町政運営に対します所信を後ほど述べさせていただきたいと存じますので、併せてよろしくをお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（森田忠彦君） 本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立致しました。

これより、令和2年第2回太子町議会定例会を開会致します。

議事に入ります前に、町長より所信表明について発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長（田中祐二君） それではお手元の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

令和2年第2回定例会の開会に当たり、ここに議長のお許しを頂きまして、私の町政運営に対する所信の一端を申し述べさせていただく機会を賜りましたこと、誠に光栄であり、心から感謝申し上げます。

私は先の町長選挙におきまして、多くの住民皆様からのご支持、ご支援を頂き、その結果、当選の榮に浴し、太子町の町政運営をお預かりすることとなりました。当然、町長としての実績がない私でありますので、その多くが期待値であると思っておりますが、その期待を裏切ることがないように、全身全霊をかけて太子町の発展に、そして笑顔あふれる太子町の実現に取り組んでまいります。

私がふるさと太子町に生を受けましたのが昭和35年であり、太子町が誕生したのは昭和31年でありますから、合併後の太子町で生を受けた最初の町長ということになります。ですから、私の中では太子町は当たり前1つのものであり、はやりの言葉で申し上げますと、町全体がワンチームになり進んでいかなければならないという思いであります。そして、先人たちが築いてこられたこの素晴らしい太子町を少しでもいい形で次世代に引き継ぐことが、私に課された最大の責務であります。

また、多くの自治体において共通した課題でもあります。少子高齢化の進展と人口減少時代をどう生き抜くのかを常に意識しながら施策を進めることが求められるところではありますが、人口1万3千人余りの小さな町を、逆にスケールメリットとして捉え、住民一人ひとりを大切にし、声をお聴きしながら物事を進め、この太子町を住民皆様とともに作り上げていくことが、今後の町政運営の基本姿勢となります。

そして、具体的な施策につきましては、喫緊の課題としまして、今年に入ってから新型コロナウイルスの感染拡大が、日本国内を含め全世界に広がり、多くの感染者、死亡者が確認され、まさに国難と言える状況であります。現在のところ、太子町では住民皆様のご協力、ご尽力により、感染者こそ確認はされておりましたが、学校教育はじめ、多方面に大きな影響が出ておりますことから、住民皆様の生命、健康、生活を守るため、まずはこの危機を乗り越えることを最優先に、必要な施策を実施するとともに、リスクを完全になくすことは難しいと考えますが、可能な防疫を行いつつ、日常生活を取り戻すことも大切であると考えております。

緊急事態宣言は解除となり、施設の再開、休業要請の解除等が進んでおりますが、新しい生活様式を実践しながら、引き続き見えないウイルスに備えなければなりません。また、同時に第2波、第3波を想定することも重要であり、その対策も行っております。

次に、現在、太子町で進められている主な事業について、私の考えを述べさせていただきます。

まず、地域公共交通事業につきましては、私の就任時、既に6月1日の運行開始に向け、事業が進められており、住民皆様にも周知されるなど、各種助成申請の受付もスタートされている中での中断となりますと、大きな混乱が生じるとの判断の下、予定どおり運行を開始させていただきました。しかし、多額の一般財源を伴う事業でもあり、多くの住民皆様の利用を期待しておりますが、太子町地域公共交通会議の小川会長も言っておられるとおり、現在の運行計画が完成形ではないということでもありますので、費用対効果等を見極めながら、必要に応じて変えていかなければならないものと考えております。

次に、(仮称)生涯学習施設整備事業についてであります。今議会での予算計上につきましては、一旦見送りとさせていただきました。公民館につきましては、築年数から、老朽化が激しく、加えて利用頻度も高いことから、建て替えが必要であるとの認識

であります。また、図書館についても、子どもたちに図書と触れ合う機会の確保や、住民の憩いの場ともなることから、同じく必要な施設であると認識しております。

しかしながら、この事業につきましては、総事業費10億円を超えるものであり、さきの選挙においても、住民皆様にもう一度しっかりと検証することをお約束しております。これまでの議論を全て白紙に戻すということは今のところ考えておりませんが、今一度、その内容を精査し、しかるべき時期に、生涯学習施設建設調査特別委員会等の場所におきまして、検討内容、今後の進め方を改めて提示させていただきます。

また、(仮称)生涯学習施設建設に伴って、観光まちづくり拠点整備が計画されておりましたが、太子町としての観光行政の在り方を含め、いま一度検証してまいりたいと考えておりますので、本事業につきましても、予算執行を一旦凍結とさせていただきます。

また、国指定史跡二子塚古墳保存整備事業につきましては、昨年度には用地購入が終了しており、国の事業決定もなされておりますことから、予定どおり進めてまいりたいと考えておりますが、本事業についても多額の一般財源が必要となりますことから、単に史跡整備ということではなく、災害時の活用や公園機能を持った憩いの場ともなること、加えて、観光客誘致の拠点としての役割があることなどを、住民皆様に理解を求めつつ進めてまいります。

以上、現在、太子町で進められている主な事業についての私の考えを述べさせていただきましたが、いずれの事業も町の一般財源の負担が大きいものばかりであります。加えて、平成31年度の決算見込みにおきまして、2億6千万円程度の財政調整基金からの繰入れが見込まれるなど、急激な収支の悪化が見込まれることから、既存事業なども含めた検証についてもしっかりと進める必要があるものと考えております。

それでは、さきに申しました施策以外で、今後4年間、町政を推進する上で取り組んでまいります主な施策、方針について、公約に掲げました5つの項目に沿ってご説明申し上げます。

まず1点目として、住民と共に歩む住民本位の町政を推進であります。基本姿勢でも述べましたが、住民皆様との対話を進めるためタウンミーティングを開催し、住民皆様の生の声をお聴きできるようにします。そして、さらにその距離を縮めるため、SNSを活用した町政の情報発信・共有を推進し、コミュニケーションの充実を図るとともに、各種審議会等の会議録や資料等の情報公開を積極的に進め、常に活発な議論ができ

る土壌をつくってまいります。

また、全ての人の人権に配慮した、誰もが住みやすい共生社会を実現するため、各種プランの作成・推進をはじめ、あらゆる場面でそういったことに配慮した施策を実行してまいります。

人口減少につきましては、誘致策を行って転入を図ることはもちろんのこと、今も残っている昔ながらの地域のつながりなど、太子町のよさを維持しつつ、まずは今、太子町に住んでいる人を大切にして、末永く太子町に住み続けていただくよう取り組んでまいります。

2点目は、活気あふれる子育てしやすい町についてです。

私はこれまで、議員時代から子育て、教育について積極的に取り組んでまいりましたが、自分の行えることとして、直接に小学生を対象としたスポーツクラブの指導もさせていただいております。そういった経験から、ただ勉強だけを教えればよいということではなく、子どもたちには生きる力を身につけてほしいと思っております。そのためにも、子育てを学校や家庭だけに任せるのではなく、地域全体での取組が重要だと考えておりますので、そういった活動にご尽力いただいております団体などを町として支援してまいりたいと考えております。

また、生きる力には当然、学力も必要となります。今現在、太子町立中学校の学力につきましては、大阪府内での位置は平均より少し上位にあるとお聞きしておりますが、しっかりと上位を目指せる教育環境の整備に、教育委員会とも十分に連携を図りながら取り組みたい、その素地は十分にあると思っております。そして、そのために、町として、少人数学級の実現や検定試験補助等を充実させて、学力向上をサポートしてまいります。加えて、現在進めております町立小中学校のトイレ改修などの施設整備も行ってまいります。

さらには、子育て支援策としまして、子ども医療費の助成を高校卒業まで延長するため、9月の議会には関連議案を提出し、必要な手続を行い、関係機関との協議の上、可能な限り早い時期の実施を目指してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の緊急対策として、再開後3ヶ月を無料とさせていただきました学校給食費につきましても、段階的に無償化を目指してまいります。

さらに、少子化とともに園児数の減少が見られる町立幼稚園につきましては、今後の運営方針について検討してまいりたいと考えております。

3点目は、健康で生き生きと暮らせる安全で安心な町についてです。

冒頭にも述べましたが、今後、日本は過去に経験のない高齢化社会を迎えようとしております。高齢者が健康で生き生きと暮らしていただくことは、町の活性化においても非常に重要となりますので、高齢者が活躍できる場の創出や健康増進に貢献していただいております団体、個人などの支援を進める必要があるものと考えております。また、町が直接健康に関われる事業として、健康診査、がん検診等の充実を図るとともに、健康だけに限らず、生活全般にわたってきめ細やかなサポートを実現してまいります。

そして、自然災害につきましては、太子町でも地震、暴風、大雨、土砂災害等の様々な自然災害が想定されますが、近年の日本の状況から考えますと、いつ、どのような自然災害が発生してもおかしくはありません。災害は日頃からの準備が非常に大切となりますので、行政だけでなく、住民皆様にも日頃から備えていただくよう啓発を積極的に行うとともに、地区の防災活動等につきましても支援してまいります。

また、安全・安心ということでは、今回、新型コロナウイルスの感染拡大が私たちの生活に大きな影響を与えましたが、このことを今後の教訓に、危機管理に生かし、備蓄品等の内容、組織体制の在り方を含め、見直しを進めてまいります。

また、太子町消防団につきましては、火災だけではなく行方不明者の捜索、災害時の救助活動等、その役割は大きいものがありますが、近年は消防団員の確保が困難となってきておりますことから、団員OBの方にも活躍していただく制度を創設し、体制を整えてまいります。

そして、住民皆様が気持ちよく暮らせるためには、景観を維持することも重要な要素であります。特に、町並みを保全しなければならない地区につきましては、所有者のご意見を伺いながら必要な措置を講じるとともに、空き家対策につきましては、その利活用が図られるような施策を構築してまいります。また、ごみ等の少ない美しい町の実現にも取り組んでまいります。

4点目は、自然と歴史を生かしたにぎわいのある町についてです。

太子町には、皆様ご存じのように、町名の由来であります聖徳太子御廟をはじめとする歴史・文化遺産、また、二上山をはじめとする豊かな自然が存在します。竹内街道につきましては日本遺産に認定されているところでもあります。しかしながら、これら誇れる遺産がありながら、私たち自身が気づいていないところもあり、いま一つ外に向かってアピールしきれていない部分があると考えております。

そこで、自分たちで埋もれている魅力を探し出し、世界遺産等と連携しながら太子町の知名度アップにつなげてまいりたいと考えております。折しも来年2021年は聖徳太子没後1400年の節目を迎えるところであり、昨年当初、聖徳太子没後1400年記念実行委員会において、種々のイベントなど、活性化策についてご議論いただいているところであり、町としての役割を果たしながら、活性化に向けた取組を継続することによって観光振興にも当然つながり、冒頭で述べました国指定史跡二子塚古墳保存整備も生きてくるものと考えております。

そして、太子町の魅力向上や観光振興に取り組んでいただいている団体、個人への支援に加え、伝統文化につきましても、太子町には誇れる山田だんじり祭りがあり、次世代にしっかりと継承できるよう、町の役割を果たしてまいります。その他、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました聖燈会をはじめ、竹内街道灯路祭りなど、地域に定着してまいりましたイベントを町としてもサポートをしてまいります。また、聖徳市につきましても、多くの方々がまちおこしのためにご尽力いただいておりますので、多様な連携の在り方について検討してまいりたいと考えております。

農業につきましては、現在、遊休農地が増加傾向にありますので、貸したい人、借りたい人の仲介を積極的に進めるとともに、それらを活用した学校給食の地産地消にも取り組んでまいります。

また、特産品であるブドウ、ミカンについてですが、特においしいブドウを作るには匠の技とでも言うべき技術、手間が必要であり、生産者の皆様のご協力を得ながら、ぜひともブランド化を実現してまいりたいと考えております。

次に、事業者の皆様につきましては、今回の新型コロナウイルス感染拡大により、大変なご苦勞をされている方が多くおられます。国や大阪府の支援策を必要な方に活用頂けるようしっかりと案内するとともに、長期化を見据えながら、セーフティーネットとなる町独自策の実施により、しっかりと支援してまいります。また、資本ができるだけ町内で循環するような施策を実施し、事業者の皆様をサポートしてまいります。

そして、大阪府とも連携しながら、スタートアップ企業、簡単に申し上げますと新しいビジネスモデルで急成長を目指し、市場を開拓する段階にあるベンチャー企業ということですが、そういった新規の企業を太子町に誘致し、必要であれば町全体を実証フィールドとして活用していただきながら、新しい活気と人を呼び込めないかと考えております。

5点目は、行財政改革を断行し、持続可能な町についてです。

地方財政を預かる立場として、当然のことながら、持続可能な安定した町政運営を行い、基本的な行政サービスを確実に提供していくことが、まずは私に課せられた責務であると考えております。

地方自治体における財政運営の基本は、収入の範囲で予算を組むという財政規律の堅持にあるのではないかと考えております。冒頭にも少し触れさせていただきましたが、平成31年度の決算見込みが悪化しており、加えて、今後においても多額の一般財源を伴うことが見込まれる事業が進行中であり、本町の財政見通しは非常に厳しいものと認識しております。

このようなことから、全ての事業を定期的に検証する事業評価制度を構築し、役割を終えたもの、又、事業効果が薄いものなどを廃止、縮小してまいります。また、単独事業につきましても、一定規模以上のものについては事業評価を行い、限られた財源を有効に活用してまいります。

また、役場組織についても、常に時代の変化に対応していかなければなりません。危機管理のところでも少し述べましたが、現在の組織体制が新型コロナウイルス感染拡大に見られるようなウイルス感染には、系統立てて対処しにくい体制となっております。また、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図るため、組織体制の改革を、この秋を目途に行ってまいります。これらの行財政改革を進めることにより、将来世代に負の遺産を残すことがないように、懸命に取り組んでまいります。

そして、まずは先頭に立って改革を推進する立場にある者として、私の在任期間中、給料の2割カット、1期4年の退職金を廃止させていただいたところでありますが、私は完璧な人間ではありませんので、議員皆様、住民皆様のご意見をしっかりとお聴きしながら、職員とともに改革を進めてまいります。また、持続可能ということでは、国連のサミットで採択された持続可能な開発目標SDGsを取り入れた施策を町政全般にわたって展開してまいりたいと考えております。

次に、自主財源の確保ということでは、南阪奈道路や栗ヶ池バイパスの整備により利便性が向上した府道美原太子線などの道路ネットワークを活用し、総合計画はじめ都市計画マスタープランの土地利用方針と整合を取りながら、企業誘致を図ってまいります。

以上、今後4年間の町政運営につきまして、取り組むべき主な施策、方針について申し上げます。

施策については、町単独で行えるものもありますが、その多くが国、大阪府の支援が欠かせません。太子町のような小さな町では、とりわけ大阪府との連携を密にして施策を推進することが重要であると考えております。そして、ただ施策を実行すればよいということではなく、施策を成功に導かねばなりません。そのためには住民皆様のご理解が必要不可欠であり、このことを肝に銘じてまいります。そして、新しい太子町に向かって新たな挑戦をスタートさせていただきます。

どうか議会並びに住民の皆様におかれましては、今後の町政運営に改めてご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、村井議員、8番、山田議員を指名致します。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第2、会期決定の件を議題と致します。

今回の定例会については、5月26日に開催されました議会運営委員会において検討いただきました結果、会期は、本日6月2日から17日までの16日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月17日までの16日間と決定致しました。

尚、定例会の運営予定ですが、お手元に配付しておりますとおり、本日は提出されました全ての議案を上程致しまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思っております。

ただし、日程第4、報告第4号から日程第7、報告第7号及び日程第16、議案第26号につきましては、本日全員審議でお願い致します。

次に、委員会の日程ですが、4日に総務まちづくり常任委員会を、5日に福祉文教常任委員会を、9日に予算常任委員会をそれぞれ開催致します。尚、審議が残りましたら



10日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がありましたら、12日に議会運営委員会と全員協議会を予定しておりますので、よろしくお願い致します。

15日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りにつきましては、5日の午後5時とさせていただきます。

17日に最終本会議を開催させていただきます、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告でございますが、本日は監査の報告を予定しております。

尚、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願い致します。

また、本定例会までに受理されました陳情・要望書等につきましては、幹事長会にて、その取扱いを決めていただき、措置したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第3、選挙第1号、大阪広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選に行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定致しました。

それでは、大阪広域水道企業団議会議員に西田議員を指名致します。

ただいま指名致しました西田議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名致しました西田議員が大阪広域水道企業団議会議員に当選されました。本席より会議規則第33条第2項の規定により当選を告知致します。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第4、報告第4号、太子町税条例中改正の専決処分の件、これを議題と致します。

本件について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） おはようございます。

それでは、報告第4号、太子町税条例中改正の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策として地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が、原則として本年4月30日から施行されたことに伴い、本条例において関連する部分の改正及び文言の整理を行ったものでございます。

主な改正内容と致しましては、一定以上収入の減少した中小事業者等に対して、固定資産税の軽減措置を設けるものでございます。

また、軽自動車の環境性能割に係る臨時的軽減を半年間延長するものでございます。

また、収入に相当の減少があり、納税が困難な事業者は無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例を設けるものでございます。

以上のとおり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年5月7日付で専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により、本議会にご報告申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、報告がありました。

お諮り致します。

報告第4号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は委員会付託を省略

致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

報告第4号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号、太子町税条例中改正の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第5、報告第5号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の件、これを議題と致します。

本件について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） それでは、報告第5号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ13億8千728万3千円を追加し、総額を64億7千227万円とするものであります。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国施策である特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金及び大阪府の休業要請に協力した中小企業等への協力金に対する本町負担分の経費の予算措置を行うとともに、災害時の感染症予防対策として、避難所において必要な消耗品の備蓄を行うための予算措置を併せて行うものでございます。一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源としまして国庫支出金で予算措置をし、なお不足する財源につきましては財政調整基金の繰入金にて調整しております。

本補正予算は早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年5月7日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会にご報告申し上げるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、報告がありました。

お諮り致します。

報告第5号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は委員会付託を省略致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

報告第5号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第5号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第6、報告第6号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件、これを議題と致します。

本件について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） それでは、報告第6号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額に、それぞれ5千627万2千円を追加し、総額を65億2千854万2千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、早急に実施すべき住民に対する支援事業について予算措置を行うとともに、追加支援事業として、速やかな対応を可能とするため、予備費の増額予算措置を併せて行うものでございます。一方、歳入につきましては、歳出増に伴う財源としまして、財政調整基金の繰入金にて調整しております。

本補正予算は早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年5月18日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会にご報告申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、報告がありました。

お諮り致します。

報告第6号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は委員会付託を省略致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） それでは、誰もが一日も早い新型コロナウイルスの収束を願っています。同時に、長期化が避けられない中、新型コロナウイルスへの対応は緊急に進める必要があります。国の遅過ぎる対応で、私たち国民の暮らしや営業に対する打撃が広がっています。このコロナの影響による企業の解雇や雇い止めは、厚生労働省のまとめだけで1万人以上、企業の倒産や休業、廃業見通しも3万5千件に達します。

太子町での特別定額給付金は28日から口座に振り込まれていますが、多くの自治体で1人10万円のこの給付金はほとんど届いていない状況です。雇用調整助成金や持続

化給付金の支給も遅れています。国はスピードを上げて国民の命、暮らし、営業を守る対策を進めることが求められています。

安倍政権は、令和2年4月20日、閣議決定で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるようにと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設致しました。

そこで、お尋ね致します。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、太子町には幾ら交付されるのでしょうか。また、国からの交付金は既に太子町に届いているのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） ただいま、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の太子町への交付額について、また、届いているかということのご質問でございますが、国の令和2年度補正予算（第1号）に基づく第1次配分につきましては、大阪府内市町村に係る交付限度額209億8千822万4千円で、そのうち、太子町への交付限度額は8千348万9千円でございます。

交付につきましては、国、府への手続きを行っておりますが、まだ交付決定等受けておりませんので、現在のところ、太子町には届いていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 今、お答えで、8千348万9千円が新型コロナウイルス感染症対応の施策に使われるということで、先程の補正予算（第1号）とこの（第2号）が専決処分もされたわけですけれども、この（第2号）の補正予算の予備費の額が多いのではないかと、これは私、全員協議会でも言わせてもらいました。

今、国ではコロナ感染症対応がさらに必要だということで、第2次補正予算が閣議決定されました。第2次補正予算案の新型コロナウイルス対策関係経費は財政支出31.9兆円で、そのうち、予備費が10兆円とのことです。予備費が全体の3分の1というのは、財政民主主義の観点からしても大きな問題であり、日本共産党を含む野党からは、

こうしたやり方が横行したら国会での予算審議が意味をなさなくなる、これほどの規模で予備費を積んだ例はない、国会審議をせずにフリーハンドで使えるのではないか、臨時国会を開くつもりはないのかなど、批判が噴出しています。

そこで、お尋ね致します。

太子町にとって、交付金が8千348万9千円、(第1号)の5月7日専決で246万5千円使い、今回の(第2号)の5月17日専決で5千627万2千円です。その5千627万2千円のうち、2千万円もの予備費は問題だとは思わないのでしょうか。高校生給付金を検討しているとの説明がありましたし、特別定額給付金の申請用紙を配るときの中にも説明が入っていましたけれども、これは、その後きちんと施策の中身が決まったのでしょうか。正確な予備費の使い道について答弁をお願いします。

○議長(森田忠彦君) 総務部長。

○総務部長(小角孝彦君) ただいま、今回の補正予算で計上した予備費について、割合が3分の1を超えることをどのように考えるかのご質問でございますが、本補正予算で計上させていただきました予備費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施する町の支援事業について、可能な限り早い対応ができるよう、事業の詳細が決定する前に予備費として計上させていただいたもので、国及び府における支援対象から外れる高校生世代のいる家庭の支援を行うために予備費を計上させていただいております。

また、高校生世代への支援のほか、外出自粛要請の解除による施設の再開に伴い、来場者等の安全確保に必要性が高いと考えられる備品等の購入費を見込んでおります。

今回の補正予算の予備費につきましては、用途が全く決まっていないものを計上したのではなく、方向性が決まったものを、手続上の制度設計が整いました後に、少しでも早くその支援が届けられるよう予算計上させていただいたものでございます。ご理解のほどよろしくお願い致します。

以上でございます。

○議長(森田忠彦君) 西田議員。

○6番(西田いく子君) 最後になりますけれども、高校生に対する制度設計、今の時点でも決まっていないんですか。先程、町長の所信表明にもあったかなと思いますけれども、これ、もう決まっているようにお聞きしたように思うんですが、詳しい内容をお聞かせくださいとお願いしたいんですが、まだ決まっていないんですか。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 高校生世代がいる家庭への支援ということで、説明させていただきますと、高校生世代への家庭に少しでも早く届くような形ということで、こちら側から全国共通のギフトカード3万円分を送付するという形で決めさせていただいております。これはまた後ほど議員懇談会のほうでご説明させていただく予定としております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

報告第6号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第6号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の件は、報告のとおり承認されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第7、報告第7号、平成31年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件、これを議題と致します。

本件について、報告を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） それでは、報告第7号、平成31年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご報告申し上げます。

今回、ご報告申し上げますのは、先の3月定例会における平成31年度太子町一般会計補正予算（第7号）において、予算の繰越しについてご議決をいただいたもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告させていただくものでございます。



まず、2款総務費、1項総務管理費、事業名、プレミアム付商品券事業、繰越額113万4千円は、プレミアム付商品券事業に係る経費でございます。

財源と致しましては、諸収入76万3千円の既収入特定財源及び国庫支出金37万1千円の未収入特定財源でございます。

本事業につきましては、事業に伴う精算業務が翌年度において必要となったことから、繰越しを行ったものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、事業名、地域公共交通事業、繰越額996万円は、地域公共交通拠点整備に係る経費でございます。

財源としましては、一般財源996万円でございます。

本事業につきましては、事業が見込みどおり進捗されなかったことから、繰越しを行ったものでございます。

続きまして、9款教育費、2項磯長小学校費、事業名、磯長小学校改修事業、繰越額3千806万9千円は、磯長小学校のトイレ改修に係る経費でございます。

財源としましては、国庫支出金976万3千円、地方債1千950万円の未収入特定財源と一般財源880万6千円でございます。

本事業につきましては、国費の対象となったものの、年度内での事業完了が不可能なため、繰越しを行ったものでございます。

以上、ご報告と内容の説明とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、報告がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

これで、報告第7号、平成31年度太子町一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件を終わります。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第8、議案第18号、これを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。

それでは、議案第18号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本協議の内容でございますが、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業の経営に関する事務を追加すること並びにこれに伴う大阪広域水道企業団規約を変更するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第18号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、総務まちづくり常任委員会に付託致します。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第9、議案第19号から日程第13、議案第23号まで、これら5件を一括議題と致します。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） それでは、議案第19号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、引用する条項の整備を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） それでは、議案第20号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月10日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部により決定された新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一に基づき、国民健康保険において、新たに傷病手当金を整備するものでございます。

改正の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した又は感染が疑われる被用者が勤務できなくなり、給与の全部又は一部を受給できない場合に、傷病手当金の支給を行うため、条例を整備するものでございます。

続きまして、議案第21号、太子町介護保険条例中改正の件の提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

本改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布、同年4月1日から施行されたことに伴い、本町の介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容ですが、昨年10月に実施されました消費税率10%への引上げに合わせて、昨年度の軽減実施に引き続き、令和2年度以降の介護保険料軽減強化の完全実施を行うべく、第1段階から第3段階の低所得者の更なる介護保険料を軽減するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い致します。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 次に、まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） それでは、議案第22号、太子町消防団条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、消防団員になることができる資格要件の1つである本町に居住又は勤務していることの規定について、その他、団長が特に認めた者についても入団できるように改正するものです。

これは、近年の社会構造の変化に伴い、平日の日中に出動できる者が少なくなってきたことや、結婚や転勤等の事情により近隣市町村へ転出した結果、団員資格を喪失し、やむを得ず退団する者も少なくない現状を改善するための緩和措置でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第23号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件の提案理

由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、一般職の職員の給与に関する法律及び民法の一部を改正する法律が改正されたことを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が本年3月27日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、本町条例においても所要の改正を行うものでございます。

政令の主な改正内容につきましては、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の増額及び障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を改定するものでございますが、本条例におきましては、政令の改正内容を含む損害補償の内容に関する条項を、政令に準じる形で常時運用できるよう改正するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第19号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件、議案第22号、太子町消防団条例中改正の件、議案第23号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件の3件は、総務まちづくり常任委員会に付託致します。議案第20号、太子町国民健康保険条例中改正の件、議案第21号、太子町介護保険条例中改正の件の2件は、福祉文教常任委員会に付託致します。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第14、議案第24号から日程第15、議案第25号まで、これら2件を一括議題と致します。

順次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） それでは、議案第24号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額に、それぞれ1億9千966万8千円を追加し、総額を67億2千821万円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、これまでの継続事業及び早期に実施、着手すべき事業について予算計上を行っております。一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源としまして国庫支出金、町債などで予算措置をし、なお不足する財源を財政調整基金の繰入金にて調整しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 議案第25号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額に、それぞれ262万5千円を追加し、総額を14億4千480万6千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症に罹患もしくは罹患の疑いで被用者が勤務出来なくなり、給与の全部又は一部を受給できない場合に、傷病手当金の支給を行うものでございます。歳入につきましては、国の緊急対応策に基づき、大阪府からの保険給付費等交付金の特別交付金で措置致しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものであります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第24号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第3号）は予算常任委員会に付託致します。議案第25号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は福祉文教常任委員会に付託致します。

○議長（森田忠彦君） 日程第16、議案第26号、太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件、これを議題と致します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第26号、太子町農業委員会の委員の任命について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

本件は、任期満了に伴い、候補者14名について、農業委員会委員に任命致したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

尚、任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日まででございます。何とぞよろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮り致します。

議案第26号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、委員会付託を省略致します。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第26号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号、太子町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、原案どおり同意されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第17、諸般の報告を議題と致します。

監査委員より、例月出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承をお願い致します。

以上で、諸般の報告を終わります。

これもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

よって、会議を散会と致します。

本日はご苦労さまでございました。

（午前10時42分 散会）

【第 2 日】



令和2年 第2回太子町議会定例会会議録

令和2年6月15日（月） 午前 9時30分開会

◎出席議員（11名）

|    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 羽山茂男君  | 7番  | 村井浩二君 |
| 2番 | 中村直幸君  | 8番  | 山田強君  |
| 3番 | 辻本馨君   | 9番  | 寺町幸雄君 |
| 4番 | 斧田秀明君  | 10番 | 建石良明君 |
| 5番 | 阪口寛君   | 11番 | 森田忠彦君 |
| 6番 | 西田いく子君 |     |       |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

|           |       |          |       |
|-----------|-------|----------|-------|
| 町長        | 田中祐二君 | 危機管理課長   | 村上正規君 |
| 副町長       | 藤原幹君  | 観光産業課長   | 西本武史君 |
| 教育長       | 勝良憲治君 | 地域整備課長   | 堀内孝茂君 |
| 総務部長      | 小角孝彦君 | 福祉課長     | 松岡健一君 |
| まちづくり推進部長 | 村上正規君 | 健康増進課長   | 松井靖君  |
| 健康福祉部長    | 子安逸二君 | 保険医療課長   | 子安逸二君 |
| 教育次長      | 池田貴則君 | 教育総務課長   | 池田貴則君 |
| 秘書課長      | 東條信也君 | 生涯学習課長   | 鳥取勝憲君 |
| 総務政策課長    | 奥埜哲生君 | 学務指導担当課長 | 矢野敦則君 |
| 財政課長      | 小角孝彦君 |          |       |

◎議会事務局

|      |      |    |      |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 上田周治 | 書記 | 木下雄平 |
|------|------|----|------|

---

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・ 空き家の利活用について……………寺町幸雄君
- ・ 新型コロナウイルスに係る対策について…………… 〃
- ・ 太子町と太子町社会福祉協議会との事業連携について……………斧田秀明君
- ・ 教育行政トップの心境について……………山田 強君
- ・ 生涯学習施設建設の今後について……………中村直幸君
- ・ 聖徳太子没後1400年遠忌について…………… 〃
- ・ コロナウイルス感染症の影響による経済支援策について……………村井浩二君
- ・ 地域公共交通の多目的活用について…………… 〃
- ・ 学校再開後の子どもたちの学びの保障を……………西田いく子君
- ・ 町長と町議では「責任」の意味が変わるのか。町長の政治姿勢を問う…………… 〃
- ・ 「本町の財政見通しは厳しい」とは……………阪口 寛君
- ・ 生涯学習施設をどう進めるのか…………… 〃
- ・ 新任・田中町長の「所信表明」について……………建石良明君

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席を頂きまして、ありがとうございます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配付しておりますとおりでございますので、よろしく願いいたします。

---

○議長(森田忠彦君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配付しております一覧表のとおり、8名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして順次発言を許します。

まず1番目、寺町議員の質問を許します。

寺町議員。

[9番 寺町幸雄君 登壇]

○9番(寺町幸雄君) 皆さん、おはようございます。議席番号9番、政友クラブの寺町でございます。

太子町の各地域においては、空き家が多く見られる状況があります。一方では地権者または所有者の方の売却、取壊しなどが行われている状況もありますけれども、まだまだ多くあります空き家の利活用について、関連も含めまして、通告に基づきお尋ねをいたします。

空き家の利活用につきましては、日本遺産の認定を受けた竹内街道に関しましては町に対する誇りと愛着の高揚、そして交流人口の増加につながるように空き家の利用促進に向けた取組がなされていると思いますが、本町全体の空き家の利活用については、まだまだ進んでいない状況でございます。

例えば、高知県の梶原町の先進事例の取組を本町でも実践してみたいかでしょうか。梶原町では、平成25年、今から7年前になりますが、町が10年程度の空き家の所有者から空き家を預かり、最低限の改修をして移住者に貸し出します。かけた費用を

回収できた後に所有者に空き家に戻すというものです。この取組は、空き家の所有者がやはり知らない人に貸すのは不安だ、空き家の改修に費用をかけたくないという理由で、放置している空き家を町が所有者の心理を酌んでうまく制度設計されたものと考えます。

この制度の最大のメリットとしては、空き家の所有者が金銭的な費用の負担が一切必要がない上、家賃収入が町に入るため、町の持ち出しもゼロとなることです。所有者は10年後にリフォームされましたお家が返ってくる。借りる側は手頃な家賃で一軒家に住むことができる。ちなみに月1万5千円となっております。さらに、町としては移住者によりまして人口増となるものです。梶原町ではいろいろな支援制度を活用されています。

そこでお尋ねいたしますが、太子町として梶原町と同様の取組を検討されてはいかがでしょうか。

また、空家対策総合支援事業の補助金制度について、そして空家等対策協議会の空家バンク制度についてお尋ねを申し上げます。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） おはようございます。

空き家の利活用につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

空き家の利活用について、高知県梶原町の先進事例の取組を検討してはというご質問でございますが、まずは梶原町の現状です。

梶原町は町面積の約9割が森林で占められた山間部にある町で、人口は約3千500人の過疎地域であり、人口減少問題対策の一環として移住定住施策を展開される中において、生活支援、加えて住環境整備支援として取り組まれておられるものです。

梶原町には空き家が約200戸あり、そのうち約50戸程度を町が空き家の所有者から借り受け、改修を実施し、移住者へ貸出しを行い、現在は46戸入戸されている状況にあります。

また、梶原町で取組をされている改修費用の2分の1は国の空家対策総合支援事業の補助金を、また4分の1は高知県独自の補助金制度を活用され、梶原町としては改修費用の4分の1を負担するものの約10年間の家賃収入で賄うことができることから、実質的には町負担はゼロになるという仕組みでございます。ただし、改修費用には限度額があることから、主にトイレや浴室、台所等の水回りを基本とし、できるだけ改修費用を抑えながら適度なリフォームを町の判断で行うものです。

なお、空き家住宅の改修補助につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した空家再生等推進事業や、交付金とは別枠の補助金を活用した空家対策総合支援事業がありますが、梶原町が活用されている空家対策総合支援事業は、空き家等の対策の推進に関する特別措置法を積極的に活用し、空き家、不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など、総合的な空き家対策に取り組む市町村に対して支援を行う制度となっており、市町村が空き家を活用する事業を行う場合、限度額があるものの、事業費の2分の1を国が補助するものでございます。

本町として梶原町と同様に空家対策総合支援事業の補助制度を活用する場合、本町の総合計画に移住施策を位置づける必要があります。空き家の活用事業はあくまで町外からの移住者向けの活用に限定されるものです。さらに、空き家の活用だけでなく、居住環境の整備改善として空き家を除却し、防災対策や地域活性化のための空き地等を整備することが併せて条件づけられており、加えて大阪府において高知県のような補助制度がないことから、本町において同様の取組を実践することは、現状では困難であると考えております。

本町といたしましては、空き家の利活用は、まずは個人の所有物であるという大前提のもと適正管理に向けた啓発に努めているところであり、令和2年4月からは転入、転出等の住民移動の機会を活用し、空き家等管理台帳の更新作業の効率化を図り、所有者等の情報把握に努めております。

続きまして、空家等対策協議会等でもご意見を頂いております空家バンク制度についてでございますが、本町においては、現在、今年度中の開設を目指し検討を重ねているところでございます。この空家バンク制度を通じて、売却や賃貸を希望される空き家等の所有者の物件情報や空き家等の取得、利用を希望される人々の情報を登録していただき、空き家等に関する情報を全国に向けて幅広く情報提供していくことで空き家等の所有者と希望者のマッチングを効果的に推進していければと考えております。

太子町版空家バンク制度の運用に当たっては、移住定住促進を主な目的とするため、太子町全域を対象とし、要となる空き家所有者に対して個別に通知等を行いまして、積極的な登録促進を図るものです。また、本町のホームページへの掲載だけでなく、大阪府が中心となって運営されている大阪版空き家バンクのサイトとも連携し、情報発信を幅広く行っていく予定としております。

いずれに致しましても、全国的に空き家等の対策については関心が高く、本町といた

しましても、ご提案いただいた取組を含め、先進事例や府内市町村の効果的な取組について情報収集に努め、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 寺町議員。

○9番（寺町幸雄君） ご答弁ありがとうございます。

適正な管理が行われていない空き家は、防災面、防犯面、衛生面、また景観などに、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしかねませんが、一方で、人口減少対策または移住定住策として空き家を1つの資源と捉え、まちの活性化施策の起爆剤となるように、答弁の中にありましたけれども、国のみの支援事業交付金、2分の1を活用されるだけでも家賃が3万円のご負担でできることも含んで検討の材料にさせていただき、空き家の利活用を促進していただきますよう要望致しておきます。

次に、新型コロナウイルスに係る対策についてでございます。

連日、新聞、テレビ等で報道されています。太子町でも国、府のガイドラインに基づきまして取扱いを頂いておりますが、太子町新型コロナウイルス対策本部設置から現在までの状況、今後の取組の状況についてお尋ねを致します。

○議長（森田忠彦君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） 本町の新型コロナウイルス対策本部の状況についてのご質問ですが、本年1月29日に大阪府内で初めて感染者が確認されたことを受けて開催した1月31日の本町の新型コロナウイルス対策会議を経て、2月19日に最初の新型コロナウイルス対策本部会議を開催いたしました。そして、これまでの開催数は15回となっております。また、4月7日に国の緊急事態宣言が発出されたことに伴い、4月8日開催の第9回本部会議からは新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部会議として開催いたしました。そして、この間に開催した対策本部会議では、国や大阪府の方針を踏まえ、本町の各公共施設や町立学校、園の休業並びに町主催の行事等の中止や延期、また、5月末から順次行いました本町公共施設の再開や新型コロナウイルス感染症に係る本町独自の支援策などについて、協議、決定してまいりました。加えて、対策本部会議で決定された方針に沿って、防災行政無線やホームページ、広報等で周知を図るなど、感染予防対策等に取組んでまいりました。国の緊急事態宣言が解除された現在、本町の全ての公共施設では利用に当たっての感染予防のガイドラインを作成し、対策を取りながら利用を再開しております。さらに、今後は行事等についても3密回避等の予防策が取れるものについては開催する方向で検討しております。

なお、特別措置法に基づく対策本部会議は非常事態宣言の解除により一旦解散となりましたが、第1回から8回の対策本部会議同様、本町の対策本部会議は第2波、第3波の流行が懸念される中、今後の感染状況等により必要に応じて開催することとしており、事態の変化に迅速に対応してまいります。

○議長（森田忠彦君） 寺町議員。

○9番（寺町幸雄君） ご答弁ありがとうございます。

今後のことは、状況に応じまして臨機応変に対応のほど、よろしく願いいたします。  
次に、学校現場の感染予防対策について。

休業または再開のお知らせがあります公共施設、特に再開をいたしました小学校、中学校の感染予防対策にも十分配慮していただいていると思いますが、運動会、修学旅行などの延期、縮小、あるいは中止と、変更も予測される状況の中、人間形成の中で思い出づくりにも一番大切な時期となっております。学校現場では、見えないウイルスに備えるためにも感染予防対策としてうがい、手洗い、マスク、特に給食の配膳には必要なマスク、消毒液の確保など、今後第2波、第3波が想定され、それなりに備えなければならぬ状況の中、今後の学校現場全体の感染予防対策、安全対策などの指導と学習等の支援体制についてお尋ねを申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） 学校現場における感染予防対策についてのご質問にご答弁申し上げます。

学校の教育活動を継続していくに当たっては、様々な対策と工夫を行い、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減しながら、各教科等での授業や休み時間、給食、清掃などの教育活動を実施していかなければならないということは言うまでもございません。

町立小中学校、幼稚園に対しては、国が示しております新しい生活様式に準じる形で、以下の観点において感染予防を図っているところです。

まず、園児、児童、生徒への指導ですが、生徒等の健康観察のため、大阪府教育委員会において作成された健康観察カードをはじめとする日々の健康観察のためのツールを活用し、家庭での検温や体調管理を行い、登校時に教職員によって確認をする態勢を整え、生徒等の健康状況の把握に努めています。

また、学校生活において、一番感染リスクが高まるのは教職員が確認できない休み時

間や登下校などにおける生徒等の行動でありますので、十分な指導を行ってまいります。

さらに、トイレの後などうがい、手洗いを徹底するとともに、手すりやドアノブをはじめ、多数が触れる箇所を重点的に消毒するよう学校に対して指示を出しております。

障がいのある生徒や低学年の中には感染リスクや感染症対策への理解や新しい生活様式へのスムーズな移行が困難な生徒等もいることから、まずは教職員に共通認識を持たせ、一人ひとりの子どもたちの心の安定を最優先にしながら、個々の状況に応じた感染症予防対策を行っているところです。

次に、教職員についてですが、自らが感染しないようにマスクの着用、手指消毒をはじめ、日常の健康管理については細心の注意を払うよう徹底しております。

また、生徒等に対する感染リスクを低減させるため、いわゆるソーシャルディスタンスの確保に努め、授業内容についても大声を出したり互いが触れ合うような授業形態を取らず、座席の配置などにも配慮するよう指導しております。

併せて、これらの健康管理体制を整えるため、教育委員会と学校双方で消毒用アルコールやフェイスガードなどの各種衛生資材の確保、提供に努めており、国や大阪府さらに民間等からも積極的に支援を受けられるよう、情報の把握に努めているところです。

また、家庭での検温を実施してこなかった生徒等に対してや、登校後に体調不良を訴えた生徒等に対してスムーズに検温ができるよう、非接触型体温計を町対策本部から各学校園に学級数配付しております。

さらに、この間の子どもたちの学習支援という点において、教職員からの発信で新たな取組も始めているところです。学校へ登校できない中、授業補完のためにウェブを活用した手法が注目されているところですが、大阪府内でもいち早く、町立中学校において、双方ウェブ会議システム、Z o o mを利用した授業の実験的運用を始めております。さらに、中学校でのノウハウを小学校にも広げ、校内でウェブ朝会を実施するなど感染拡大の第2波、第3波に備えた対応を各学校が積極的に推進しており、教育委員会としても万全のサポート体制を整えてまいりたいと考えております。

以上、今後も新型コロナウイルスの感染状況は日々変化しているところですが、文部科学省や大阪府教育委員会からの各種通達等にも注意しながら、又、町対策本部とも連携を図りながら、健康面と学習面の双方から状況に合致した適切な支援と指導ができるよう対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 寺町議員。



○9番（寺町幸雄君） 答弁ありがとうございました。

新型コロナウイルスによりまして、制約される行動、勉強の件、部活の件、健康の件、様々な問題などが先生と子どもたちのストレスにならないように十分配慮していただき、よろしく願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、寺町議員の質問を終わります。

次に、2番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔4番 斧田秀明君 登壇〕

○4番（斧田秀明君） 議席番号4番、しなが会、斧田でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回、太子町と太子町社会福祉協議会との事業連携についてお伺いしたいと思います。理事者におかれましては、適正なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

現在、我が国は国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えており、一方で、少子化の進行はもとより地域社会の機能や世帯構造が大きく変化する中で、高齢者介護福祉の在り方が大きな課題となっております。このことは太子町においても同様です。このため、国では約800万人の団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に地域包括ケアシステムの構築を目指して各種施策を推進しています。

地域包括ケアシステムとは、高度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体に提供される仕組みでございます。地域の高齢化の状況は、人口が横ばいで後期高齢者人口が急増する大都市部、それに対して高齢者人口の増加は穏やかでも人口は減少する町村部、この太子町がこちらに当てはまるような状況があります。そして、地域包括ケアシステムにつきましては、介護保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づいて地域の特性に応じてつくり上げていくことが現在求められております。介護保険制度については、地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度の持続の可能性の確保を巡り見直しが進められており、様々な課題があります。課題への対応策として、自立支援、介護予防に向けた取組の推進や、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの進化、推進や、給付や負担の在り方などが議論されています。そして、高齢者の丸ごとの生活を支えるためには、このような公的サービスだけではなく、地域社会全体の見守りをはじめとする支え合いや助け合い、インフォーマルなサービスの充

実が今後大変重要になってまいります。

介護保険制度におきましても、保険者である市町村が主体となって多様な担い手による介護予防、生活支援サービスの充実を図りつつ、支え合い、助け合う地域社会づくりを目指して取組が進められています。

なお、国は現在少子高齢化に対処すべく一億総活躍社会づくりを推進していますが、地域共生社会を掲げ、その実現に向けて検討を始めています。地域共生社会とは、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる社会であるとされております。このような状況の中で、令和元年5月1日に太子町と太子町社会福祉協議会が地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結しました。それから締結後約1年たったわけですけれども、その間に太子町と太子町社会福祉協議会が取組んだ内容についてのご答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 地域福祉活動の支援に係る連携協定を踏まえたこの1年間の町と社会福祉協議会の取組についてのご質問でございます。

令和元年5月1日付で、太子町と太子町社会福祉協議会は相互による地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結いたしました。

この連携協定が目指すものとしましては、1点目に、地域福祉に係る将来的な展望を共有、相互に役割を分担して連携、協働すること、2点目は、全ての住民が安心して生き生きと暮らせるまちづくりのための取組を行うこととしております。また、これら概念を見える化し具現化するため、計画や事業内容の相互協議を単年度ごとに検証し、次年度以降の事業に反映しているところでございます。そして、各種業務の連携に当たっては、町及び社会福祉協議会の担当者間はもちろんのこと、管理職や理事者に至るまで全ての関係者で共通認識を持つために協議の場を設けており、協議した内容を文書でまとめ、町と社会福祉協議会の両者で確認するとともに、各々理事者等に報告しているところでございます。

次に、令和元年度の具体的な取組ですが、令和元年度協議の結果に基づき、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築として、町会自治会などで住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる環境の整備を図るための取組を支援する地域力強化推進事業を開始いたしました。

令和元年7月31日に万葉ホールで開催いたしましたご近所福祉でつながる地域の未

来～みんなが安心して暮らせる地域のヒント～と題した地域での支え合いの大切さをテーマとした講演会を皮切りに、モデル地区を3地区選定し、6回にわたり地域支え合いマップ作りのワークショップを開催しております。

また、育児、介護、障がい、貧困など、複雑化したニーズを的確に捉え、相談支援機関等を適切にコーディネートする専門職の配置による多機関の協働による包括的支援体制を構築いたしました。具体的には、町と社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカー、地域包括支援センター、福祉課、子育て支援課、健康増進課などで構成される相談支援包括化推進会議を立ち上げ、複合的な相談に対し円滑な支援ができるよう進めているところでございます。さらに、生活支援体制整備事業として、生活支援、介護予防サービスの充実に向けてボランティア等の生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発や、ネットワーク化を担う専門職である生活支援コーディネーターの配置を行いました。

令和元年度は、新規の交流サロンの立ち上げ支援や生活移動支援について、新たな移動サービスの提供につき検討しているところでございます。これにより、高いスキルを持った専門職による個々の事情に合わせたきめ細やかな生活支援等に対し、機動力をもって対応することが可能となっています。このような社会福祉協議会ならではの強みを生かしながら、常に住民目線に沿った事業を町及び関係団体等と協働で実施しているところでございます。

令和2年度は本町次期地域福祉計画の策定年度でありますので、計画策定に当たり、地域福祉計画と活動計画の策定に係るニーズ調査を進め、そのニーズをまとめるべく協働で整理を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 斧田議員。

○4番（斧田秀明君） ありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症の影響で、人が集まる場合には様々な配慮が必要となりますので、事業についても一時中止状態になっているものもあるでしょうが、町会自治会などの住民の皆さんが主体的に関わる地域の支え合いの取組など、今後もぜひとも続けていただきたいと思っております。そして、次期地域福祉計画の策定につきましては、行政と社会福祉協議会の協働で、先ほども言われたように、住民の皆さんの目線に沿った内容での策定をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

福祉センターや地域にある高齢者交流サロンを利用されていた方は、家にも誰もいないのでセンターやサロンが開いていれば毎日でも行きたいと。これは単なるばけ防止だけではなく、毎日を有意義に、また友達と会えることを本当に楽しみにされておられました。町内で会うことがあれば、毎回早く再開してほしいとお話をされて、その話が止まることはないような状態でした。

新型コロナウイルス感染症対策として福祉センターや地域にある高齢者交流サロンが臨時休館している間、第2問目につきましては、新型コロナウイルス感染症対策について太子町と太子町社会福祉協議会が連携した取組についての質問をしたいと思います。

そして、3問目につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため3月から5月末まで臨時閉館しておりました総合福祉センターが6月1日より再開されましたが、利用に際して次の5点の制限が掲げられておりました。マスクの着用、手洗いと手指の消毒、入館に際しては検温し、37.5度以上の方については入館を禁止する、人と人との距離を保つため各フロアの座席数を減らしていく、当分の間、囲碁、マージャン、カラオケなどについては禁止する。また、お風呂につきましては一度に入浴できる人数制限というふうな感染症の拡大を防止するための制限をつけての開館でした。特にこの配慮した内容についての答弁をお願いしたいと思います。

改めまして、2問目としましては、新型コロナウイルス感染症対策事業について太子町と太子町社会福祉協議会の連携した内容についての答弁を、3問目としましては、福祉センターが6月1日より再開されましたが、感染症の拡大を防止するため特に配慮した内容などについての答弁を求めます。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（子安逸二君） 新型コロナウイルス感染症対策事業について、町と社会福祉協議会が連携して取組んだ内容についてのご質問でございます。

6月から再開した交流サロン及び元気ぐんぐんトレーニング実施グループを対象に、国からの外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業交付金を活用した台布巾、ポリグロブ、ハンドジェル等計6点の衛生用品安心パックを配付していただいております。

配付に当たっては、社会福祉協議会とともに高齢介護課から保健師が連携いたしましてウイルス感染予防に関するチラシの配付、注意喚起を行っております。

さらに、健康増進課では、社会福祉協議会を通じてボランティアグループに手作りマ

マスク製作を依頼しており、福祉施設、内部障がい者、妊産婦向けに2千200枚のマスクを配付させていただきました。

次に、社会福祉センターの開館に当たり特に配慮した内容はどのことですが、福祉センターは3月2日から5月31日まで長期にわたり休館としておりました。この間、高齢者向けの健康維持を目的に、本町では、防災無線を活用し、毎日午前10時と午後3時にたいしくん元気体操やラジオ体操を放送することで、住民の健康維持に努めるとともに、緊急事態宣言解除後も好評につき引き続き継続して実施しております。

このたいしくん元気体操の発案も社会福祉協議会とタイアップしたものであり、体操方法の説明チラシにつきましては、町が作成したものを社会福祉協議会にて全戸配付していただいております。

その他、外出自粛高齢者、障がい者等への見守り支援事業といたしまして、延べ2千人を超える高齢者、障がい者、母子寡婦、子どもを対象に、電話等による安否確認を実施したほか、様々な見守り活動を行っていただいております。また、6月1日からの総合福祉センター再開時には、来館時の検温、浴場の入場制限、テーブルや椅子の間引きによるソーシャルディスタンスの確保、囲碁、将棋、カラオケは当面の間中止との条件付きで開館し、現在も継続して実施しておりますが、状況の変化を見極めつつ、これらについても再開を検討してまいりたいと考えております。

本町といたしましては、社会福祉協議会を総合福祉センターの指定管理者として指定しておりますが、特に新型コロナウイルスの影響を大きく受ける現在の状況下では、社会福祉協議会だけに管理を任せるのではなく、町と社会福祉協議会が両輪のごとく逐次連携し、総合福祉センターの管理のみならず、地域福祉における様々な課題の解決に当たらなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 斧田議員。

○4番（斧田秀明君） 細部にわたる丁寧なご答弁、ありがとうございました。

その答弁の内容につきまして、事務局の福祉課だけではなくて、高齢介護課や健康増進課とも連携されているというふうな形ですけれども、また、今後につきましては、行政全体というんですかね、いろいろなその部分であったりとか、まちづくり部分であったりとか、学校教育関係とか、そういうふうなところとの連携についても今後ぜひとも取組んでいただけたらなというふうに思っております。

また、外出自粛高齢者、障がい者等への見守り支援事業への取組で、延べ2千人以上への電話等による安否確認についてというふうなことですけれども、言うのは簡単ですけれども、本当に地道な努力で高齢者や障がい者の自宅で自粛されていた皆さんについては本当に新型コロナウイルスの不安を取り除く役割をしてもらえたんじゃないかなというふうに考えております。今後とも住民福祉の向上につながる太子町並びに太子町社会福祉協議会の取組にますます期待をさせていただきます、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、3番目、山田議員の質問を許します。

山田議員。

〔8番 山田 強君 登壇〕

○8番（山田 強君） おはようございます。7番、ふたかみ会の山田でございます。通告により、質問をさせていただきます。

この後、生涯学習施設関連の質問がありますが、17日に請願の審議もございます。私の質問は、生涯学習施設の検証も含めておりますが、総論は教育行政トップの心境でございます。

国難、疫病というべき新型コロナウイルス感染拡大緊急事態宣言、その解除、その副作用で、経済の落ち込み、所得の減少、その先は国民の命、国を挙げて国民の命と生活を守り抜くため、過日第2次補正予算32兆円弱を決定しました。そのうち巨額の予備費10兆円も組まれているように、今後第2波、第3波が予測される中で、今後の状況が国でも予測がつかないようであります。

さて、先ほどの寺町議員の質問のように、教育委員会トップである教育長は、学校の新型コロナウイルス感染拡大対策で日夜奮闘されておられると聞いております。過ぎた過去を聞くのは大変心苦しいのですが、胸につかえた疑問点を教えていただきたいと思っております。

初めにお願いしておきますが、教育長の心境を聞くだけですので、誰がこう言ったからこうなったということではなく、ご自分の意思をコンパクトに聞かせていただきたいと思っております。人の生き方に口出しはいたしません。

さて、昨年末、教育長におかれては、集大成と思える3期目を続投されました。立派な教育長として尊敬し、本町の看板になると同意もさせていただきました。その気持ち

は今も変わっておりません。

ところが、その後に波乱が待っていたと私は思っております。

取りあえず、メンタルな面3つについて、尊敬しているが故に理解しがたいことがあります。心境を聞かせていただきたいと思います。

町長選を戦った2人の候補に仕えたこと、所信のレベルアップを要望されたこと、生涯学習施設見直しになったことでございます。

1番目、町長の交代が実現したときの選挙、前副町長、教育長が敗者陣営にも出席され、発言もされていきました。本日傍聴の一部の方も御存じであります。

選挙後、教育長は留任となり、前副町長の姿はございません。教育行政トップの行動でありますので、それなりの覚悟もあったと思います。こんな結果が想定されるなら中立な視線でよかったのではと思ったりもしております。冒頭に申しましたように、人の生き方に口出ししませんが、教育長の心境を聞きたいものでございます。

2番目、就任時の所信表明についての田中議員の一般質問。学力向上、ソフト面の充実をしっかりとでありました。そして、選挙中の田中候補のチラシ。ソフト面に力を入れ、学力向上と生き抜く力を育む施策を実行し、教育行政をさらに充実する、でありました。教育行政トップの方針にさらなるレベルアップを要望されている。この件については、両者ですり合わせればよいと思いますが、気骨ある特別職の教育長におかれては、どんな心境で受け入れられたのか聞きたいものであります。

3番目、選挙が終わると町長の所信表明、生涯学習施設の検証、補正予算は計上しないことになりました。過去の特別委員会で合意され、文化祭も着工の工程表が示され、町民から期待されていきました。この状況下で、教育長、担当者は、生涯学習施設の早期実現を目指して準備されてきた事業であります。

質問の1番目、2番目は教育長個人の案件で、それなりに説明いただければよいのですが、3番目は私の質問の中でそれなりに看過できないものであります。それは、文化連盟の皆さん、町民の皆さんと連携された案件であるからであります。生涯学習施設の検証、補正予算は計上しない結果を、どんな気持ちで受け入れられたのか。生涯学習施設建設を夢見てこられた皆さんに教育長自ら苦渋の思いで報告されると思っておりました。教育長1人では何事もできないのは重々承知しております。思いどおりにいかないのは世の常でございます。社会全体に言えることですが、その間に入ってはいずり回り、納得いただくのも携わった者の使命であります。努力した結果が満足されなくても、こ

れからも担当にお願いするという信頼関係ができれば成功ではないでしょうか。例えば、会社の営業マン。この仕事がほとんど営業マンの仕事でございます。それが心の教育のゴールだと思っております。本日傍聴に来られた方々に教育委員会のトップとして真摯に自らの心境を述べていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 昨年末に山田議員をはじめといたしまして、議員皆様の任命同意を頂きまして、教育長の職を続投させていただきました。コロナウイルス感染症が拡大をする中、町長選挙があり、町長が替われ、新しく当選されました田中町長に私の進退について伺いましたところ、コロナウイルス感染症に伴う学校対応の現状を鑑み、続投をお願いしたいということでもございました。今山田議員がご指摘のように、町長が替わられたときに清く退くのがいいのかとも思いましたが、もとより3期目半ばでございますが、職にしがみつくつもりは毛頭ございません。しかしながら、コロナウイルス感染症が拡大し、学校休校が長引く中、空白をつくることは多くの皆様にご迷惑をおかけするのではないかと考え、続投を決意させていただきました。

また、今ありました、町長選挙の中で田中町長が掲げられました学力向上、また環境の整備につきましては、所信の中でも述べられております。教育委員会としましても取り組んできた施策の根幹を成すものでございます。太子町の子どもたちに確かな学力をつけること、より高いレベルの学力を目指すことは私の信条でもあり、誰もが望むことであります。町長に理解を頂きながら、施策の推進に努めてまいりたいと強く思っております。

また、生涯学習施設の建設につきましては、選挙によって選ばれた新しい町長が町政全体を俯瞰すべき立場で事業内容を検証されるということでもございます。私自身、予算権とか執行権はございませんが、教育委員会としてそれまでの準備につきましては十分に努力をしてきたつもりでございます。町全体を俯瞰していかれる立場で検証されるということは当然のことではないかというふうに思いますし、今後、長年にわたって住民の皆様にご利用いただく施設でございますので、教育委員会としましても速やかに検証作業を進めさせていただきまして、より早く住民の多くの方に喜んで使っていただけるよりよい施設の建設を進めてまいりたいというふうに考えております。

これまで教育に関わる私の生き方は、太子町の教育を日本一にを目標に進めてまいりました。その気持ちは、みじんも変わることはございません。今後とも太子町の土壌に



立ち、世紀を見据え、時代を担う子どもたちの育成に全力で取組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 山田議員。

○8番（山田 強君） 説明いただきまして、ありがとうございます。

ただ、疑問点は多々あるんですが、個人の心境でございますので、再確認はいたしません。現在は100年に1度の有事と言われていています。引き続きコロナ対策に奮闘していただきたいと思います。このような疑問を持った人がいることを心の片隅に置いて、教育行政に励んでください。住民の皆さんが見ています。かなうなら町民目線で、庶民のために頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたしまして、終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、山田議員の質問を終わります。

次に、4番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

〔2番 中村直幸君 登壇〕

○2番（中村直幸君） 議席番号2番、太政クラブの中村でございます。通告に基づきまして、質問を行います。町長、理事者各位におかれましては、明快なご答弁のほどをお願い申し上げます。

先ほど来から生涯学習については厳しい質問があるかと思いますが、私も同様、生涯学習についての質問をさせていただきます。質問書には明記されておられませんけれども、すり合わせ等で理事者のほうには伝わっていると思っておりますので、よろしく願いいたします。

1番目として、生涯学習施設建設の今後についてを伺いますが、今定例会に予定されていましたが予算を中止し、改めて検証される検証の全容をお尋ねいたします。

また、2番目として、聖徳太子没後1400年遠忌について。

太子町と叡福寺の長い歴史の中で行われる1400年遠忌、叡福寺が宮家をお迎えされるに当たり、太子町のお考えをお尋ねいたします。

この2点について、お願いいたします。

まず、生涯学習施設建設の今後についてでございますが、この生涯学習施設建設は前浅野町長が庁舎南にあるふたかみの庭に建設の意向を示し、それが議会で否決されたことから、この建設について今日まで議論が続いております。

平成29年6月16日に本議会に動議が出され、同年の7月10日に準備会が開かれました。そして、同じくして8月28日に第1回生涯学習施設建設調査特別委員会が開かれました。その初代委員長に、微力ながら、私、中村が務めることになりました。それから辻本議員、阪口議員とつながっております。

第24回までは我々と一緒に議論を重ねてきました田中町長でございましたが、しかし、町長になられた途端、今定例会の補正予算を凍結され、あれだけ熱心に討論されてきたかつての田中議員でしたが、生涯学習建設の件はどうかされたのでしょうか。本当に疑問に思います。

建設に当たっては、現在基本設計、建設候補地検討調査費、地質調査費、業務委託など、3千895万9千200円が決裁済みです。それに関連する観光関係が約1千300万円も、これも決裁済みで、合計約5千200万円余りが既に決裁が終わっております。

町長選の目玉でありました身を切る改革、町長の退職金のご自身が1千416万9千600円、4年間の退職金をカットすると述べられましたが、先ほどの5千200万円は町長3期分の退職金に匹敵する金でございます。これが今回のことで吹っ飛ぶこととなります。

町長選では、生涯学習建設については公約にすら何も触れておられませんでした。選挙戦では、田中祐二、触れ合いあふれる太子町に、維新改革、退職金、報酬、世界遺産の堺市と日本遺産の太子町で大阪南にインバウンドなどアナウンスされておりました。リーフレットにも、公約としても掲げておられなかった。

他方、別の候補者は、現在計画中の生涯学習センターについて、センター及び図書館は10億円を超える建物であるがゆえ町の活性化の拠点となる施設になるよう建設現場と設計内容を検討しますとリーフレットに活字で明記されておりました。田中町長もこのような候補者のように明記されていれば、選挙後は一定の民意は問われたのではないのでしょうか。

しかし、議員時代も町長選でも生涯学習施設建設には一言も触れず、町長になられて突然予算の執行を止められ、多重人格とも受け取れるかも分からない発言で、到底理解することはできません。

また、予算委員会でも、多くの議員から度重なる質問に対しても逃げの一手。検証します、検証しますのみで、何も答えていただけない。また、何も答えられなかったと思

います。私から見れば、まだ何も考えていないのだなど。これは町長がリーフレットに書かれた持続可能な太子町、これはどこへ行ったんでしょう。本日は予算委員会ではありません。逃げることはできません。答弁を拒むこともできません。同じ答弁を繰り返すこともできません。通告に基づく質問です。

また、本日は多くの傍聴の方々がお見えになっております。しっかりと答弁のほどをお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） 生涯学習施設建設の今後についてご答弁を申し上げます。

生涯学習施設については、私も議員時代から関係し、生涯学習施設建設調査特別委員会での議論の経過も十分承知しております。したがって、これまで特別委員会で重ねた多くの貴重な議論を無駄にする意思はなく、現状の計画を根底から否定するものではございません。今議会の各種委員会でもお答えさせていただいておりますとおり、現計画を白紙に戻すとか、事業の中止、凍結を目指すものではないということを最初に申し上げさせていただきます。

委員として本計画推進に携わっていたときと町長となった現在とで生涯学習施設に関する基本的な考え方が変わったものではございません。しかしながら、政策を議会の皆様に提案する立場となった今、何の確信もなく前町長のもとに計画された現計画を無条件に追認することこそ責任ある行動とは言えないと考えており、単純に施設建設のみに限らず、町政全体を俯瞰した立場で種々検証すべきであり、確信と責任を持って議会への提案を行いたいと考えているところでございます。

生涯学習施設建設について、これまでと状況が変化した点、また、議論が深められてこなかった点について、次のとおりと考えております。

まず、本施設建設予算の根幹を成す起債の件でございますが、公共施設等適正管理推進事業債を活用することにより、建設費の多くを確保する計画となっております。本来、公民館と観光交流センターの機能を集約することにより活用される起債であることはご承知のことと思います。しかしながら、観光交流センターに付加されていた観光機能が別の場所での新設が計画されたことは当初の想定になかったことであり、これにより起債の条件が満たされない可能性が浮上してきており、関係部とも再度調整する必要が生じております。

さらに、町全体の予算を見たとき、平成31年度決算見込みではここ数年なかった規

模の財政調整基金の取崩しを行う必要が生じることとなっており、また、新型コロナウイルス感染拡大による国全体の経済の冷え込みによるこの先の税収等の減と対策費の増大による町財政への影響は相当なものになると予測されるなど、町の財政状況は大きく変化をしております。単に建設費だけにとどまらず、施設運営に関する人件費や管理経費なども含んだランニングコストについての検証も含め、長期的な財政見通しの中で本計画を見極めていかなければなりません。この先、新たな政策課題にも対応を要することも想定し、長期間にわたって安定した財政運営をする上でも検証は必要なものと考えております。

また、施設の機能面を考えたとき、さきの観光施設の取扱いに限らず、町の財政規模にして極めて大きな投資をする施設である以上、庁舎や行政機能の面で補完すべき機能がほかにないのかという議論は町内部でも深めてこられなかった点であります。例えば、太陽光発電を設置し、災害発生時にも対応できますとしながら、避難所としての利用の可否や備蓄倉庫の設置、あるいは集約された観光面での機能、投票所として利用されている現状など、再度全庁的に検証すべき点は、これまで見過ごされてきた側面があると考えております。

もちろん、ここまで建設計画が整えられており、スピード感を持って取り組む必要もあることは重々理解しているところであり、特に現起債の制度は令和3年度までしか約束されていないことも承知しております。計画が遅れることによって、町財政にさらなる負担となることは私自身望むものではありませんので、その期間は一定視野に入れながら検証を進めてまいりたいと考えております。そのため、新たに人事を行った幹部職員を中心に速やかに検証作業を進め、進行状況を見極めながら、議員の皆さんへの報告はもとより住民の皆様へも説明を行いながら、着実に計画を推進したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 中村議員。

○2番（中村直幸君） ありがとうございます。

ただ、本日お聞かせ願いたいのは、先ほど検証ということで頂きましたけれども、その検証は、誰がいつまでに行われるのか。また、観光協会の行き先についても再度ご答弁をお願いします。

また、検証が進み、町長の意にそぐわない場合、期限のある補助金の集約事業に遅れが出た場合、その補助金に対する責任は町長にあると思います。その確認をさせてくだ

さい。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） この間の経緯を少し述べさせていただきます。

私、町長に就任させていただいて、今まで何も検証していなかったのかということではなく、検証作業を進める上において、まず先ほどの起債、そういった問題が出てまいりました。ですから、そのことは、私が町長になってから新たに分かってきたことだというところでございます。

また、全庁的な検証が必要だということも、職員との話の中でそういったこともちょっと漏れておるといようなことも耳に入ってまいりました。そういったことにおいて、やっぱりここはしっかりと検証しなければならない。元々検証ということは私自身も考えておりましたし、選挙のときにも述べさせていただいておりました。ただし、あくまで検証でございますので、やめるという元々の意味合いではないということでございますので、推進するという立場において、選挙のときにそれをわざわざ公約に書く必要はないというんですかね、検証という言葉は述べさせていただいてますけれども、それをわざわざやめる、やめるのであったら当然マニフェストにも書いてしっかりと住民の皆さんに訴えてなければならないということでございますので、そのところをまずご理解をお願いしたいと思います。

あと、観光交流施設については、今後検証を進めるということでございますので、現時点でどこに持っていくとかということは、この場では発言を差し控えさせていただきますと思います。

また、検証の時期につきましては、私自身はもうなるべく早くやりたいというふうに思っています。ただ、その内容がまた突拍子もないことが出てくれば、またその都度考えなければならないということになるかと思っておりますので、そういったことがなく順調に進むことも、私自身も望んでおるといことでございますので、そのところをご理解いただいて、速やかに検証内容をまた皆様方にお示ししながら、しっかりと進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（森田忠彦君） 中村議員。

○2番（中村直幸君） 大変難しいご答弁を頂きまして、ありがとうございます。

この際、次回からの生涯学習施設建設特別委員会には文化連盟の方々もオブザーバーとして出席していただければという提案をこの場でさせていただきます。

生涯学習については、これにて終わります。

次に、聖徳太子没後1400年遠忌についてについて、またお伺いたします。

太子町と叡福寺の長い歴史の中で行われる1400年遠忌、叡福寺が宮家をお迎えになるに当たり、太子町のお考えをお尋ねいたします。

太子町は、昭和31年、山田村と磯長村の合併により太子町となりました。その由来は、言うまでもなく聖徳太子がこの地に眠っていることが一番の要因であったと思われます。

太子町町政は、今年で64年です。聖徳太子は大和、明日香に生まれ、西暦622年、49歳で磯長の里に眠り、そのお墓を守り続けてこられたのが叡福寺であります。宮家の御廟をお守りするために、御陵と一体化したお寺はあまり例がありません。

私は、平成20年6月の定例会で一般質問をさせていただきましたが、その内容は知的財産権について質問を行っております。それは、マスコットキャラクター、たいしくんの作製の提案でした。その提案が実り、今現在のあの愛くるしいたいしくんが出来上がりました。全国から622人の応募があり、その結果、今のたいしくんが出来上がりました。そのときの一般質問でも言いましたが、それは聖徳太子没後1400年遠忌のために起爆剤にしたいと提案させていただきました。その後、たいしくんについては3回の質問を行っておりますが、それで、今まさにたいしくんは今年で11歳になります。

平成22年6月の定例会で、太子町観光協会の創設についても質問をしております。このように、私は聖徳太子を含む太子町の観光を10年以上も考えた上で、その思いがあって、聖徳太子没後1400年について、ぜひとも成功したいと思っております。

西暦2021年が聖徳太子没後1400年の遠忌法要に当たるのが来年4月11日です。かつて節目に来訪された宮家では、没後1300年祭には、大正11年4月11日ですが、久邇宮邦彦殿下、邦彦殿下は男3人、女の子3人の父で、長女の良子女王はその後昭和天皇、香淳皇后とされておりまして、久邇宮殿下は平成天皇の母の祖父に当たる殿下です。また、その1300年の際、全国から20万人の参拝者があったと当時の朝日新聞は伝えております。

続いて、没後1330年祭、昭和26年4月11日ですが、高松宮殿下ご夫妻が叡福寺とともに太子中学校の前身である科長原中学校を訪問された。当時の先生で多五巧先生、青谷八千穂先生、五十川照輝先生、田中登紀子先生、小路清先生、谷口隆信以先生らの案内で、学校その他もご見学になられたと写真に残っております。

また、没後1350年祭、昭和46年4月11日では、三笠宮殿下ご夫妻がご参拝に  
来られております。

過去の歴史ではこのような大がかりな法要が行われています。

聖徳太子の太子を町名に持つ本町のお考えをお尋ねいたします。

また、宮家が実際に来られると、大阪府警の警護課が全て対応されると思います。そ  
の点について、その対処をお答えください。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（村上正規君） 聖徳太子没後1400年遠忌について、太子町と  
叡福寺の長い歴史の中で行われる1400年遠忌、叡福寺が宮家をお迎えされるに当たり  
太子町のお考えを、につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

聖徳太子没後1400年を来年に控え、これを機に多くの来訪者が本町にお越しいた  
だけるよう、できる限りの準備を進めているところです。

また、叡福寺が独自に公室のお迎えを計画されており、本町と致しましても、皇室の  
対応については叡福寺が主体となって取り組むものと考えています。

町としての役割をしっかりと果たす上において、新型コロナウイルス感染症拡大への  
懸念や、そのための備えを万全にしておくことへの責務の重大性、想定される第2波、  
第3波の危険性などを考慮すると、その状況には厳しいものがあると考えています。

なお、多くの来訪者を安全で快適におもてなしができるよう、事前にいろいろな手配  
が必要となることは承知しております。しかし、地方公共団体として政教分離の解釈を  
含め、費用負担については一定のルールの中で慎重に検討する必要があると考えており  
ます。

皇室が地方を視察された事例や今年度の予定など、まずは他団体の動向等も参考とし  
ながら、関係部署の協力がどれくらい得られるのか、どのような対応が可能なのか等、  
検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 中村議員。

○2番（中村直幸君） 現在の新型コロナについては、私も同様に考えております。

しかし、宮内庁にお招きの申し出をするには、手続や警護の関係で最低6ヶ月前には  
準備を整えておく必要があると思われます。そのためには、宮家に来られる場合と来ら  
れない場合の2通りの体制の準備をしておく必要があると思われます。来られることが

分かったときに準備ができていないでは後手に回るのはないでしょうか。

政教分離の点を言いましたけれども、政教分離の点は十分理解しております。しかし、叡福寺は神道及び宗教の守護をされているため、国、大阪府、太子町、叡福寺それぞれの力の結集であると考えておりますが、いかがでしょうか。

また、日本の紙幣に7回も登場した聖徳太子が眠るまち太子町、町名の太子町はそれに恥じない聖徳太子没後1400年遠忌を迎える考えですが、町長の公約の1つに、2021年聖徳太子没後1400年を起爆剤に観光振興を推進しますと、叡福寺の写真つきで公約のリーフレットを配布されています。そのことについて、新町長に認識のほどをお聞かせ願います。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私も1400年、これを起爆といたしまして、町が活性化すること、これ、大いに望んでおりますし、そして町のできることをしっかりとやっていきたいなというように考えております。

ただ、皇室のお迎えをするということにつきましては、中々やっぱり、叡福寺が主体になってやられるというふうに先ほどもお聞きしました。その中で、町の役割を果たしていかなければならないということになるかと思いますが、当然ながら、皇室が来られるということになると失礼があってはならないということで、今年皇室が行かれる、そういった実際に視察に行つて、どういうふうになるのかなということを見てこようという計画にもなつておつたんですけれども、その視察自身が今回のコロナの影響で中止になつて、そういった見学というんですかね、そういった所にも町として伺えていないというような状況もございます。そういった中で、本当に失礼がないような、しっかりとしたお迎えができるのかということについて非常に難しいという、太子町としても悩んでおるといふところでございます。

尚且つ、まだこのコロナについても第2波、第3波がいつ襲ってくるかもしれないという状況でございますので、ちょっと厳しいものがあるのではないかなということで説明をさせていただきましたが、基本的な考えとしては、皇室も来て、太子町が盛り上がるということについては、いいことだなと言つたら変ですけれども、そういう思いはございますけれども、ちょっと状況が状況だけにその点をご理解いただきたいということでございます。

○議長（森田忠彦君） 中村議員。



○2番（中村直幸君） しっかりとしたご答弁を頂きまして、ありがとうございました。  
またよろしくお願ひいたします。

○議長（森田忠彦君） これにて、中村議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午前10時50分 休憩）

---

（午前11時00分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

5番目、村井議員の質問を許します。

村井議員。

〔7番 村井浩二君 登壇〕

○7番（村井浩二君） 議席番号7番、ふたかみ会、村井浩二でございます。

まず、質問に入る前に新型コロナウイルス感染症感染拡大により、医療の最前線で新型コロナウイルスに立ち向かっておられる医師や看護師をはじめとする医療従事者の皆様には感謝の言葉しかございません。

併せて、太子町役場職員も感染が拡大してから長期の新型コロナウイルス感染症対策に当たっていただき、感謝するとともに幹部職員の皆様には、所属職員の労を一旦ねぎらっていただきたいと思っております。

それでは、通告にしたがいまして、①新型コロナウイルス感染症の影響による経済支援について、1、広報紙、広報紙折り込みなどを活用した経済支援について、2、目的税である入湯税、環境衛生等基金を財源とした観光関連事業者に対する支援策について、②地域公共交通の多目的活用について、1、コミュニティバスのスクールバス活用について、2、支援学校スクールバスの役場ロータリー利用について、通告順に質問させていただきますが、①コロナウイルス感染症関連の質問は一括して質問させていただきます。

今日は6月15日、今年ももうすぐ半年が過ぎようとしておりますが、誰がこのような国難とも言える新型コロナウイルス感染症拡大を予測していたでしょうか。

政府も非常事態を宣言し、懸命に感染拡大防止策を進め、国民生活、経済に対する支援を、いまだかつてない規模の予算編成により、国民の生活を守ろうと施策を進めております。

私も、国、大阪府より次々と発表されます支援策を町民の皆様へその支援策や融資の案内を周知しつつ、手続きの説明に走り回っている日々が続いております。

しかしながら、実社会において支援策により支援を受けられずに、生活や事業に不安を感じながら継続されている住民の方々も少なくないと実感しております。本町においても、限られた財源の中で町独自の支援策を実施、または実施予定されておりますが、私のところには、特に町内の小規模事業所や飲食事業者からの悲鳴にも近い救済を求める事業主さんの声が多数届いております。

そこで、本町が発行している広報紙や広報紙折り込みなどを活用した経済支援策を進められるのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

また、全国的にも観光関連事業者への甚大な影響により、倒産や運営の見通しが立たないとのニュースが連日報道されております。本町においては、観光事業者の件数は他の観光地に比べれば多くはないと思いますが、観光に注力している本町においては重要な役割を担っていただいております。

そこで、目的税である入湯税を積んでいる環境衛生等基金を財源として、観光関連事業者に対する支援策を検討するべきではないかと考えますが、本町の見解も併せてお伺いいたします。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） コロナウイルス感染症の影響による経済支援について、私のほうからご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、日本全国に発令された緊急事態宣言が解除された今、急激に落ち込んだ経済活動を早急に再開させることが喫緊の課題となっております。

事業者に対する支援としましては、国では、資金繰り、設備投資、販路開拓、経営環境の整備の3方面から対策を講じており、例えば資金繰りでは持続化給付金や新たな融資制度の創設など、また、経営環境の整備では、雇用の維持を目指した雇用調整助成金の特例措置の創設など、労働者の立場からも支援を整えております。

ご質問の本町の事業者支援につきましては、まずは国や大阪府の支援策を必要な方に活用いただけるようしっかりと案内することを基本としつつ、太子町ならではの言えるような支援策を展開してまいりたいと考えております。

その1つとして、ご提案いただきました広報紙を活用した支援策のうち、広報紙広告

欄の一定期間の無料化につきましては、広告欄の占めるスペースに限りがございます。多くの事業者の方にご利用いただくには難しい点がございます。しかしながら、広報紙への折り込みにつきましては、人口1万3千人余りのいわゆる小回りの利く基礎自治体である本町としましては、商工会とともに連携することで、地域に密着した取組にもつながることから、前向きに検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の目的税である入湯税、環境衛生等の基金を財源とした観光関連事業者に対する支援策についてのご質問でございます。

入湯税は、鉱泉浴場、いわゆる温泉浴場の入湯客に対して課税される目的税であり、入湯客が施設利用時に一旦納め、鉱泉浴場の経営者が預かった税金を町に申告して納入していただいております。これは環境衛生等の基金に積立てをし、環境衛生施設、鉱泉源の保護、管理施設、観光施設及び商工施設に要する費用に充てることとなっており、このことを通しまして、住民、事業者の皆様をはじめ、本町を訪れる方々に基金の効果が還元されているものでございます。

これまでの太子町の基金の活用につきましては、消防施設に要する費用に計画的に充てているところであり、今後も計画的な活用を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策による事業者支援が喫緊の課題となる中、観光関連事業者の支援に活用できないかということでございますが、基金の活用につきましては、限られた財源を有効的に、また計画的に運用することを念頭に、今後も引き続き基金の目的に沿った形で活用できるよう検討するとともに、現在国において過去最大規模の財政出動による、新型コロナウイルス感染症対策が講じられていることも視野に入れ、迅速な支援が打ち出せるよう取組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 村井議員。

○7番（村井浩二君） ただいま小角総務部長より広報紙折り込みなどを活用した経済支援策を前向きに検討してまいりたい、そして迅速な支援を打ち出せるよう取り組んでまいりたいとの答弁を頂き、政府からも要請されております、これから始まるウィズコロナの時代での新しい生活スタイルなど、持続的支援策を迅速に実施していく必要があると考えております。

田中町長におかれては、町長就任直後より新型コロナウイルス感染症対策にトップリーダーとして全力で取り組んでいただいているとは思いますが、まだまだ町民の皆様

中では先の不安を感じつつ生活されている住民も少なくはありません。連日マスコミをうまく活用しつつリーダーシップを発揮し、支持率も右肩上がりの吉村知事のように、冷静かつ力強い危機管理能力を発揮していただくことと、現在まで住民の皆様の感染予防、自粛などのご協力の賜物であるコロナウイルス感染ゼロの町、太子町を引き続き目指すことを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

さて、今議会もあと17日に本会議を残すところとなりましたが、田中町長就任以降、前任の浅野町政からの事業は、本日の一般質問でも複数の議員から生涯学習センター建設計画関連の質問がされておりますが、コロナ危機を受け、事業実施についていま一度再検討するとのことですが、先日、6月1日より町内で運行されております地域公共交通は当初の運行開始時期より半年遅れでようやく運行され、町民の皆様の足として大いに期待しているところなのですが、まずは実証運行として、金剛バスの新規路線、そしてコミュニティーバスの運行等、これからお客様の声、住民の皆様の声を拝聴しながら、町民の皆様から愛されるような路線バスとしていかなければならないと考えております。

太子町での運行は高齢者福祉施策としての運行が色濃く、もっと多目的な活用を模索し、幅広い利用をしていただけるようなお客様のニーズに応えていかなければ、持続的運行計画にも大きく影響が出るのではと考えております。

今回提案させていただくスクールバスとしての活用は、磯長小学校区は太井川以西の地区、山田小学校区においては畑地区の児童生徒、ある一定の距離があり、ほかによりよい安全な通学路もないエリアを想定した上でのスクールバスの活用をし、利用促進策の一環でもあり、両地区からの通学路は交通量の増加などで通学路の安全が危惧されているものの抜本的な解決策を見いだせないと考えております。そして、今年の夏はコロナウイルス感染症の影響により、夏休みを短縮し異例の真夏に児童生徒が学校へ通学することとなりますし、特に下校時は直射日光で焼けたアスファルトの通学路での苛酷な通学になるとも考えられます。

そこで、路線バス、コミュニティーバスをスクールバスとして活用してはと考えますが、本町の見解を伺います。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 地域公共交通の多目的活用に関連して、コミュニティーバスのスクールバス利用につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

町立小中学校への通学につきましては、各学校を中心とする半径約2キロメートル以

内に各校区が収まっており、徒歩通学圏内にあるとの認識を持ってございます。

また、コミュニティバスが運行する以前より路線バスが通学路と重なっている部分がございますが、小学校が緊急時を想定した集団下校時について路線バスでの登下校は想定に入れていないのが現状でございます。

また、同じ方面の児童がある程度の人数で集団となって登下校することは不審者対応としての安全面から必要性が高いと考えられます。さらに、コミュニティバスが路線バスを利用する児童と利用しない児童が混在することや、下校時のバス停で児童が長時間待機している状態は不審者対応上マイナス要素となることが予想されますとともに、学校運営に関わる点においても、コミュニティバスや路線バスを下校時に利用する場合、学校において取り決めておくルールなども必要となるため、コミュニティバスや路線バスのスクールバス活用についてはさらに議論の余地があると考えております。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 村井議員。

○7番（村井浩二君） ただいま池田教育次長より議論の余地があるとの答弁を頂き、保護者の皆様のご意見、ルールづくりなど解決しなければならない課題は山積していると思いますが、灼熱の真夏は目前に迫っております。早期に地域公共交通会議において検討していただけるように要望しますとともに、また、利用促進策として役場での回数券販売や電子マネーでのキャッシュレス化など、そういう提案実施を重ねて要望します。

そして、ここで改めて、当初から計画立案、住民の皆様やバス事業者などとの調整を粘り強く交渉していただきました総務部局の職員には、一番バスの発車は感慨ひとしおだったと思います。当初は、生涯学習センターが建設され、その利用者の皆様の足として利用も見込まれていたと考えておりますし、そして、議会での議論の中でも役場前バス停整備に合わせて、現在役場前町道上で乗り降りされている支援学校のスクールバスを多額の予算をかけて整備された役場前ロータリーを利用してもらえるよう、支援学校へ提案できないかと提案しておりました。町長、職員も御存じだと思いますが、朝夕、雨の日もお迎えの保護者の方々は傘を差し、スクールバスを待っておられ、生徒はずぶぬれになりながらバスを乗り降りされております。ましてや時間帯によっては路線バスと支援学校スクールバスが縦列停車する場合も想定され、また、その停止したバスを追い抜こうとする一般車両、追い抜こうと車線変更した所にある役場退出口と、大変危険な状況になると推測されます。

そこで、支援学校スクールバスに役場前バス停及びロータリーを利用していただき、安全に乗り降りしていただけないか、本町のお考えをお伺いいたします。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 2点目の支援学校スクールバスの役場前ロータリーの利用についてのご質問であります。私のほうからご答弁申し上げます。

役場前正面玄関につきましては、地域公共交通における乗換え拠点の整備としてイベント広場から渡り廊下、階段を撤去の上、金剛バスの停車帯及び待合所の設置に加え、万葉ホール前の障がい者用駐車場の再整備などを行ったところであり、6月1日より金剛バスが六枚橋から役場前にバス停を移設するとともに、役場前正面玄関前をコミュニティバスの停留所とすることにより公共交通の再編がスタートしたところであります。

その中におきまして、町道に金剛バスと富田林支援学校スクールバス、正面玄関前にコミュニティバスの計3台が輻輳する状況が見られることとなったため、富田林支援学校に対しましてスクールバスの乗降場所の役場前への乗り入れや、旧六枚橋バス停への移動についてお伺いをしたところではありますが、富田林支援学校としては町のコミュニティバスが停留所として使用する役場前玄関への大型車であるスクールバスの乗り入れについてはできない、また、現状における問題点などについても十分説明を行い、一定はご理解いただいたものの、現在の乗降場所の移動についてもできないとの回答があったところでございます。

しかしながら、役場正面玄関前につきましては、多くの住民の方が利用される所であるとともに、地域公共交通における乗換え拠点でもありますことから、引き続き様々な形での安全対策に努めてまいりたいと考えております。

また、今後役場前でバスが輻輳する場合もあると思われませんが、金剛バス及びコミュニティバスの運転手には譲り合いの気持ちを持って業務に取り組んでいただけるよう指導してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 村井議員。

○7番（村井浩二君） ただいま小角総務部長よりご答弁頂きまして、私もこの地域公共交通を運行しまして、私の自宅の前も今までにはない金剛バス、そしてコミュニティバスが走っている風景を見ます。何と少しでも1人でも多く利用していただいて、より太子町の福祉の向上ということで活用してもらえたらなと思っております。

その中でも、皆さんも御存じやと思うんですけども、大阪府のほうでは、今日6月15日、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターがオープン、視聴覚障がいのある方の支援、いろいろ障がい者相談窓口ですか、大阪府も力を入れていくということで、新聞を発行されて告知されております。周知されております。太子町も、先程言いましたけど、吉村知事に負けないぐらい障がい者福祉施策、ちょっとしたそこを気づくか、ちょっとした工夫やと思います。配慮やと思います。そこのところで、また前のバス停、地域公共交通は生かされてくると思いますので、その辺もまた皆さんでしっかりと検討していただきますよう要望しまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（森田忠彦君） これにて、村井議員の質問を終わります。

次に、6番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔6番 西田いく子君 登壇〕

○6番（西田いく子君） 通告に基づきまして、一般質問を行います。

初めに、この度の新型コロナウイルスに罹患された皆様と感染拡大により、生活に影響を受けられている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、医療従事者をはじめ、自治体職員の皆さん、太子町の職員の皆さん、感染防止にご尽力されている皆様に心より感謝申し上げます。

先ほど来、町長の所信表明について質問が続いております。4月の町長選挙で町長も新しくなりました。副町長も新しくなりました。部長も新しくなりましたし、そのことありまして、課長の席も埋まっていない中、今迎えております。学校の中が心配です。

これだけ庁舎内が新しくなった中、私は教育行政が一貫して続けられていることに安心をしております。引き続き子どもたちのために頑張っていただきたいと思っております。

コロナウイルス感染症が広がる中、臨時休校が続いていましたが、5月21日の大阪府の緊急事態宣言解除を受け、ようやく太子町では今日から小学校も中学校も通常の授業が始まりました。再開した学校が取り組むべきは、感染症対策と子どもたちの健やかな学びを両立させていく、そしてあらゆる手段を尽くして子どもたちを誰1人取り残すことなくその学びをしっかりと保障していくことだと思います。

そこで1問目、学校再開後の子どもたちの学びの保障を。これについてお尋ねいたし

ます。

安倍首相は、2020年2月27日、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、全国全ての小中学校、高校、特別支援学校を3月2日から春休みまで臨時休業とするよう要請いたしました。太子町も大変な騒ぎになりました。ちょうどまた、このとき町長も副町長も太子町に不在で、また大阪からも離れておりましたので、教育長が陣頭指揮を取り、臨時休校について当てることとなりました。これで卒業式も入学式も、学校で学ぶこと、友達と遊ぶことなど、子どもたちの日々の暮らしが突然奪われることになりました。しかし、春休みになっても新型コロナウイルスの感染症の拡大は収まらず、5月7日には緊急事態宣言が発令され、いつまでこの状況が続くのか、不安な日々を過ごしたことだと思えます。

5月21日、大阪府が緊急事態宣言の区域から解除され、5月25日には全国的に緊急事態宣言が終了した旨宣言され、6月1日から全国の学校が3ヶ月ぶりに再開いたしました。

長期に授業がなかったことで、子どもの学習の遅れが広がっているのではとの心配があります。学校は課題プリントの配布などで家庭学習を促すなど様々な努力を行ってきたでしょうけれども、先生や友達といろいろなやり取りのある授業なしでプリントを独習するだけでは理解するのは難しいこともあるかと思えます。学習の遅れと学力の格差に対しては、子ども一人ひとりに丁寧に教えることが欠かせません。また、友達と遊べなくて悲しかった、いらいらして兄弟げんかばかりしてしまうなど、ストレスをため込んでいる子どもたちの心身のケアをしっかり行うことは、学びを進める上での前提になります。

教育長は、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、日常学ぶ場を奪われた子どもたちの学校生活を取り戻すために、どのような取組を今後進めていくのでしょうか。幼稚園、小学校、中学校での現場で、これまでにないことを進めていく先生方の努力についてもお聞かせください。答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（池田貴則君） 今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けまして、長期間に及び小中学校の臨時休業が余儀なくされたところでございますが、感染が一定の落ち着きを見せたことにより、ようやく正常化への道のりが示されたところでございます。



この6月1日からの2週間はスタートアップ期間と位置づけ、分散登校により段階的に学校活動を再開してまいりました。本日6月15日からは通常授業実施や学校行事、クラブ活動の実施も含め、ようやく学校活動も本格再開に至ったところでございます。

教育委員会としましては、学力保障の観点から、臨時休業期間に実施できなかった授業の補填のため、この間町立小中学校とも様々に協議をしてまいりました。結果、夏季休業の9日間への短縮や一部学校行事の中止や規模縮小を行うことによる教育課程の再編成によりまして、この間失われた授業時間を概ね補填でき、年間授業時数を確保できることを確認し、保護者の皆様への通知も実施したところでございます。

学校行事の実施につきましては、具体的な内容は各学校において検討されているところでございますが、感染症の状況も考慮しながら、運動会や文化祭などの主要行事については規模縮小やプログラム改編などにより、基本的に実施する方向で検討を行っているところでございます。

また、修学旅行についても、学校生活の思い出の集大成ともなる場でもあり、子どもたちにとっても思い出の強い授業であるため、実施に向けて配慮してまいりたいというふうに考えてございます。

今後、集中的に授業を実施せざるを得ないことや、夏休みの短縮による児童生徒あるいは教職員への負担は少なからずあるものと危惧されるところです。文部科学省からもこの点に関連した生徒のメンタル面への配慮に対し一定の指針も示されておりまして、各学校への通知、指導も行っているところでございます。生徒個々に対する十分な配慮を行うよう、教職員に対する指導を行いながら、又、教職員の指導に対する面につきましても教育委員会としてもしっかりとしたサポート体制を整え、これまで経験したことのないこの難局を乗り越えてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） ありがとうございます。

この失われた3ヶ月間をどう取り戻すかということで、よその自治体ではもう全ての行事、運動会も修学旅行も中止する、それを捨ててでも勉強させるというような自治体もありますが、今次長から答弁がありました、太子町ではやっぱり子どもたちが楽しみにしている運動会はしていきたいと思っているし、修学旅行、集大成ですものね、小学校の。思い入れの強い、この行事はやってあげたいという思いを聞かせていただき、あ

りがとうございます。

本当に、例年どおりの授業をしようとする、土曜授業や夏休みや学校行事の大幅削減、7時間授業などで授業を詰め込むやり方、そんなことを考えている学校もあります。先ほど、うちも頑張るといっても、夏休みも9日間ですか、短縮する方向になるようです。こんな形では、子どもたちに新たなストレスをもたらして、子どもの成長をゆがめ、学力格差をさらに広げることにならないかと心配するんです。3月から5月まで、外に出て友達と遊び回る時間を奪われた子どもたちから、夏休みを短縮して勉強だけを詰め込むことになれば、コロナ騒動の中で不安の中にいる子どもたちを追い込んでしまうことにならないか、それが本当に心配です。本当に子どもたちのケアをよろしく願いいたします。

国会で日本共産党の志位委員長が取り上げていましたが、国立成育医療研究センターが緊急事態宣言発令中に全国の小中高の子どもを対象にコロナ×こどもアンケートを行ったところ、1千292人の子どもが回答し、子どもたちの困り事という設問に対してどう答えたか。1位はお友達と会えない。2位は学校に行けない。3位が外で遊べない。4位は勉強が心配。5位は体を動かして遊べない。これが子どもたちの心配事だったそうです。また、子どもの心への影響はという設問では、コロナのことを考えると嫌だ、最近集中できない、すぐにいらいらしてしまう、寝つけない、夜目が覚める、嫌な夢、悪夢をよく見る、独りぼっちだと感じる、自分や家族を傷つけてしまうとの回答があったとのことでした。

志位委員長の、一人ひとりの子どもに丁寧に寄り添い、心のケアにしっかり取り組む手厚い教育が必要ではないか、この問いに対して、安倍首相は、子どもたちの心に寄り添いながらしっかりサポートしていくと答えています。教育長にも、ぜひ子どもたちのサポートをお願いしたいと思います。学校現場の先生方の声をしっかりと聞き取って、子どもたちをゆったり受け止めながら、学びとともに人間関係の形成、遊びや休息をバランスよく保障する教育をお願いいたします。

学習指導要領の時間数を確保することだけにとらわれない柔軟な教育を進めていただきたいと思います。子どもたちが抱えた不安やストレスに寄り添い、心のケアを進めるために、手間と時間をかけてゆっくり心を解きほぐしていただきたいと思います。

では、そのために何をすればいいのかが問われるのですけれども、いろいろ施策はあると思いますが、教育長、少人数学級を実施していただけないでしょうか。今日から

通常授業が始まって、先生方は子どもたちの様子を見つめながらできるだけこれまでの学校生活を、これまでと同じような学校生活を送ってもらって、学習の遅れを取り戻そうと努力をしてくださっていると思いますが、先生方の努力だけでは解決できないのではないかと思います。

私たち日本共産党議員団は、これまでも少人数学級を求めてまいりました。昨年12月議会で、私から少人数学級を求める一般質問で、答弁ですけど、平成16年あたりをピークに児童生徒数は減少傾向にあります。その結果、小学校においては一部を除き実質的に35人学級となっている状況です。また、少人数学級の導入については、平成22年の中央教育審議会初等中等教育分科会で検討が開始され、少人数学級の推進等を求める提言がまとめられて以降、国でも様々に議論されているところですのでの答弁がありました。ですから、12月の一般質問では、実質的に35人学級だったら、太子町は本当に減ってきて実質的に35人学級が多いとのことでしたので、30人学級を実現してはどうかと提案をさせてもらったわけです。

少人数学級が子どもたちのためにいいということは、文部科学省も認めていることです。40人学級では、子どもたち一人ひとりに寄り添うには先生の負担が大きいと思います。ソーシャルディスタンスでは、できるだけ2メートル、最低1メートル離れるのが望ましいというのが政府の呼びかけです。この距離は、40人学級ではどうしたって無理です。できるだけ離そうと、新しい生活様式を呼びかけるなら、子どもたちが学校で最も長く生活する教室でそれをしっかり保障すべきです。

政府は、第2次補正予算で教育に対して予算を計上いたしました。1つは、学校での感染症対策や家庭用の学習教材の整備などを進めるため、小中学校や高校などを対象に地域の感染状況に応じて、1校当たり100万円から300万円程度を緊急に支給します。これに必要な費用となるとして、421億円を充てます。また、休校が続いた学校の再開に伴い、学習の遅れを取り戻すために必要となる教職員などの人材確保を支援するため、318億円を計上いたしました。具体的には、地域の感染状況に応じて小学6年生や中学3年生の授業を少人数で行うため、本来の定員に加えて3千100人の教員を配置するほか、チームティーチングなどに当たる学習指導員などを追加で配置する費用を補助します。感染リスクを回避するためには少人数授業が必要になるため、加配分を充てます。ただ、一時的な対応で、正規の職員を採用するのではなく、退職教員などの活用を国は想定しています。全国でわずかに3千100人ですから、全国に小中学校

が3万校あり、10校のうち9校は加配なしになるという、全く不十分な対策ではありませんけれども、予算をつけたという点では大きな前進です。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

コロナ禍で大変な今だからこそ、国や府の対応を待つのではなく、町長の所信表明にある少人数学級の実施、まずは35人学級を早期に実施してはいかがでしょうか。35人学級はコロナに感染させないためにも有効だと思うのですが、教育長の考えをお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 教育長。

○教育長（勝良憲治君） 長期休業中やスタートアップ期間に実施してまいりました分散登校では、1クラスを半分に割った概ね20人を基本とした児童生徒数により授業の実施をしてきたところでございます。本措置におきましては、感染症対策のためのものでありまして、制度上の少人数学級というわけではございません。

現在、小中学校の学級編成につきましては、公立義務教育諸学校学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、小学校1年生は35人、それ以外は40人を基準に都道府県教育委員会が定めるものとなっております。大阪府教育委員会におきましては、独自に平成19年度より小学校2年生における35人学級を実施しております。よって、現在小学校1年生、小学校2年生は35人学級となっております。

一般的に、1学級当たりの人数が少なれば子どもが抱える教育課題に対してきめ細やかに指導ができるようになり、学習内容の定着を図れることや、生徒指導上、児童生徒のささいな変化に気づき、トラブルの未然防止や早期解決につながるなどの効果も期待できます。また、35人学級を導入している他市の状況を聞きますと、教室などの教育環境にゆとりができ、余裕を持って活動が行え、担任が一人ひとりの児童生徒に関わる時間が長く取れるなどの利点があるというふうに聞いております。

町の施策としまして、35人学級を実施するためには、学級数の増により不足する教職員の確保が最大の課題であります。また、一般的に年度途中での学級の分割は、学校としても学校運営に混乱を伴い、保護者の不安を招くことも予想されることから、現時点では即時に実施するという事は難しいのではないかなと考えております。

町長も所信表明で少人数学級実現について述べられております。実現には検討すべき課題も多くございますが、これまでも町村会、また町村教育長会を通じて、国、府に要望してまいりました。また、今後とも支援を得られるように、引き続き強く要望してま

いりたいというふうに思っております。

可能な限り早期の少人数学級の実現を目指して教育委員会として取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 町長は、所信表明で町として少人数学級の実現や検定試験補助等を充実させて学力向上をサポートしてまいりますとおっしゃっていました。少人数学級は、きめ細やかに指導できるから学力向上にも役立つ、今の教育長の話とも合致するかと思うんです。

町長のこの所信表明には、国や府がやるから、うち、やるんや、ではなくて、太子町としてやっていきたいとおっしゃっているんです。ですので、国、府の動向を待つまでもなく、太子町として教育長も、これは町長と思いを1つにして一日も早く35人学級、学校との調整もあるかと思うんですけれども、今コロナの中でソーシャルディスタンスですか、20人で授業をしましょうよという機会、機会というのもおかしいですけれども、場があるのですから、一日も早く実施することをお願いいたします。

子どもたちはお友達と会えないことに一番困っているというんです。裏を返せば、子どもたちが喜んで学校に行く一番の理由が友達と遊べるからです。勉強がしたいから学校に、そんな子もいるかなと思うんですけれども、勉強がしたいからではありません。勉強だけなら学校以外でも学べるからです。塾に行けば、もっと効率よく学べます。やる気がある子は家でも学べます。今、学校ではその一番肝心の仲間と遊ぶことが難しくなっています。感染予防でおしゃべりを禁じられ、前を向いて食べる給食はおいしいのかなと心配になります。学校はソーシャルディスタンスを守れば遊んでもいいと言うかもしれませんが、子どもは2メートル離れてを守って遊ぶことなどできないと思います。子どもたちから友達と遊ぶ楽しみを奪って子どもを学校嫌いにするようなことがないようをお願いいたします。

安倍首相は、2015年2月の予算委員会の答弁で、国会での全会一致の決議を踏まえて、小学校1年生、2年生で実現している少人数学級をさらに広げるために鋭意努力していきたいと答弁していますが、いまだに国は少人数学級に背を向けています。町長が所信表明で少人数学級を充実させたいとおっしゃっています。町長と教育長が力を合わせ、国や府の動きを待つのではなく、太子町独自に一日も早い少人数学級に踏み切ることを求めまして、この質問は終わります。

続きまして、2問目。町長と町議では責任の意味が変わるのか。町長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

町長の所信表明の冒頭で、当選できたのはその多くが期待値であると思っておりますが、その期待を裏切ることがないように全身全霊をかけて太子町の発展に、そして笑顔あふれる太子町の実現に取り組んでまいります。こうありましたが、どうも新町長誕生への期待が4月から今日までわずか2ヶ月余りで、当初抱いていた希望がしばみつつあるんじゃないかというのが、私が耳にする少なくない住民さんの声です。

何より、コロナ対策があまりにも遅い。特別定額給付金対応は担当職員さんの土日を返上しての努力で、いまだ全国的には6月8日のニュースでも約2割しか完了していないと報道されている中、太子町では9割を超える住民さんが給付を受けたそうです。でも、それ以外、太子町が何をしてくれているのか、住民さんにはなかなか伝わっていません。よくホームページを見ろとおっしゃいますが、ホームページも入り込まないと見られませんし、せっかくのこともあるんですよ。それが伝わっていないのはすごく残念に思っております。

議会開会日までに議員に配ってほしいとお願いしておりました、先ほど来、話に出てきます所信表明は、これは議員だけではなく、そう聞いているんですけども、幹部職員ですら当日初めて見聞きした状況だということです。

私は今回の町長戦に臨むに当たって田中町長が出したビラを持っているのですが、1月20日に議員辞職しての令和2年新春号にどう書いてあったのか、この間、私が一番気になっているのが行政と住民の間に見えない壁のようなものを感じるところです。こんな小さな町だからこそ、もっと行政から積極的に住民の皆さんに飛び込むぐらいの姿勢で臨むことが必要である。そうすることで、多くの人を巻き込んで行政を進めることができ、住民が主役の町政を実現できると思っています。いいと思います。また、行政の一層の透明化が大前提だとも書いておられました。

田中町長、今の町長は、この最初の決意表明と思えるビラでの言葉を撤回したんでしょうか。

また、普通、選挙を経て最初の議会には、選挙公約で住民にお約束したこと、住民のための施策、政策的施策を打ち出す場だと思うのですが、そうでありながら、所信表明で書かれているのは、費用対効果を見極めながら必要に応じて変えていかなければならない。再検証、凍結、財政見通しは非常に厳しいなど、新しい太子町に向かって、

新たな挑戦、笑顔あふれる太子町には相入れない話ばかりです。夢も希望もない言葉が羅列されていると感じています。

発展させる前向きな言葉を見つけるのが難しく、どうもここに書かれているのはみんな、やめとこう、縮小しようのメッセージです。この所信表明が今後4年間の指針になります。太子町がよくなるのでしょうか。所信表明に書かれていることが町長がこれから4年間太子町でやろうとしている、やめようとしていることなのかと思いますし、何より町会議員時代と町長になったらこうも発言が変わるのかと驚くしかありません。

私たち日本共産党は、住民の声を集め、住民福祉の向上のために議員活動を続けています。この姿勢はどんな問題、議案に対しても変わらない姿勢です。また、町当局に対しても町政の監視役が議員の仕事だとの思いで、町から提案された議案に対し、いいものはいいと応援もしますし、悪いものは悪いと指摘し、是々非々の立場をこれまでも取ってきました。さきの質問の少人数学級も大いに応援するものです。

しかし、与党の立場で議員をされている方々は監視役であることよりも当局と議員は車の両輪だとおっしゃり、これまで全ての議案に賛成をしてこられたと思います。この4月に町長に就任された田中町長も、1月に辞表を出されるまでは私たちと同じ町会議員で、浅野町政を支える与党議員でもあったわけで、先に述べましたように、町長が提出する全ての議案に賛成し続けた5期の町議生活を送られてきたわけです。補欠選挙での当選でしたから、16年ほどの町議会議員として町政について発言してきたわけです。

この田中祐二氏が町長になって初めて政治姿勢を明らかにした所信表明で、町長は、あれだけ図書館も公民館も必要や、公民館は耐震化に問題があり、文化連盟など住民の方が待ち望んでおり、子どもたちのためにも早い建設を、この立場で町議時代に発言していたのに、所信表明では、町長になって責任を持って再検証したいとおっしゃいます。では、町議時代の発言には責任がなかったのでしょうか。町長の責任と町議の責任の違い、田中祐二氏の責任に対する考えは肩書きで変わるものなのでしょうか。所信表明全文に連なる、町長の、太子町に生まれ育った者として町長として何をしたいのか、この思いを述べていただいた上で、この町長の考える責任に対する見解をお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） ご答弁申し上げます。

まず、先ほど来のご答弁で申し上げましたとおり、私が議員の皆様、また住民の皆様

に町に係る事業について責任を持って提案させていただくためには、各事業に必要な

る精査検証を行うことが必須であり、基本的に事業内容の確認なしで進めることはあり得ないと考えております。

私は、去る4月の選挙戦において、住民の皆様から様々なご意見をお聞きすると共に、将来世代にツケを回さない財政運営を行うとの公約を掲げ、多額の費用を要する事業については、いま一度その内容を精査検証することをお約束し、多くの皆様の賛同を得たところであり、私には多くの住民の皆様の付託に全力で応える責任があると思っております。また、近年の財政状況の悪化やコロナウイルス感染症に関連する財政支出の拡大を含め、私が行おうとしていること全ての精査検証は、先程も申し上げたとおり、後退を意味するものではなく、太子町を前に進めるためのものがございます。

ご質問の私が考える責任でございますが、西田議員もご承知のとおり、議会は議決機関として、町は執行機関とし、その役割を分担し、それぞれが住民代表として責任を有しております。

議員であった私は、前町長が責任を持って提案してきた議案に対し、責任を持って判断してまいりました。当然執行機関の長となった現在は、議員皆様にしっかりと責任を持って議案を提出しなければならない。そのために検証が必要であるということでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 議決機関として、執行機関として、そこの立場に立って責任を持って判断をしてきたとおっしゃいましたが、そこでもし出されたことが、これ、おかしいのと違うかなと思ったら、やはり町議時代に言っておくべきことやったと思うんです。

先ほどの質問で、観光案内所のことでおっしゃいましたけど、私、言いましたよ。公共施設の統廃合で建つのに新しく土地を買って大丈夫なんですかって、そういうような質問も町議であってもしているんです。でも、きっとそれをクリアしたから3月の第25回の生涯学習施設の特別委員会できっちり数字を出して私たちに示してくれたと思っています。それを否定されると、ちょっと困るなと思うんです。だから、この場にいる田中町長は、田中町議時代とは全く別の人が変わったと思って話を進めさせていただきます。

所信表明の中の何点かについて質問致します。

なかなか大枠であって中身が分かりづらいんです。できれば全部お尋ねしたいのです



けれども、大きな点についてお尋ねします。

ほかにこれは僕がやるんやというのがあればおっしゃっていただいて結構なんですよ。でも、まず、所信表明をお持ちだったらいいんですけれども、地域公共交通について。

これ、まず、読んだら、本当は中断したかったけれども、仕方なかったみたいな書き方から始まっている点が気になっております。できることならこの公共交通も再検証したかったのでしょうか。実証運行、完成型ではないという言葉は、私はこれは、もっと良くするために、実証運行やから、完成型じゃないから、皆さんの意見を聞いてより良いものにしていくよということで会議で使われていると聞いていたんです。

ところが、もう町長の言葉でしたら、費用対効果、これで、実証運行やから、完成型じゃないから、今後考えると書かれています。削減することを考えているのでしょうか。お聞かせください。

また、生涯学習施設。これ、大問題なんですけれども、皆さん口々に一般質問しております。この点は、この後阪口議員のほうで質問いたしますので、置いときます。

また、観光まちづくり拠点整備、これを凍結しながら史跡二子塚古墳保存事業は予定どおり進め、また、聖徳太子没後1400年記念実行委員会の取組は継続致します。ところが、太子町の魅力向上や観光振興に取り組んでいただいている団体、個人への支援に加え、伝統文化についても山田だんじり祭りを次世代に継承できるよう町の役割を發揮したい。まちおこしにご尽力いただいておりますので、多様な連携については検討したいと、観光のまちづくりの拠点を凍結しながら、一方では応援を継続する。田中町長は、太子町の観光行政をまちづくりにどう位置づけようとしているのでしょうか。

ぜひとも、こうまで強調したブランド化を実現したい。ここまでおっしゃるのでしたら、確たる構想はあるのでしょうか。

新規の企業を太子町に誘致し、町全体を実証フィールドとして活用、なかなかすてきですが、これを具体的におっしゃってください。

財政に対する認識そのものが間違っていると思いますけれども、これはまた阪口議員に深めてもらいます。

組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図るための組織改革を秋までにしないというので、本当に大丈夫なんでしょうか。これは前町長の責任が大きいですけれども、部長不在で4月を迎え、その上、副町長さん、すぐ辞められました。新しい方もすぐ来ていただいたんですけど、なかなか太子町に慣れるまでに時間もかかると思います。また、

いまだ埋まっていない課長の席もあり、部長が兼任しているようでは本当に大変やろうなと思っているんです。

コロナ対策はいまだ8千348万9千円、これは何か、やっと資料を出してくれたんですけれども、不明瞭なところもありますし、特別給付金の業務でくたくたで、突貫工事で6月1日の公共交通が運行を開始し、枚挙にいとまがないのですけれども、秋まで組織をちゃんとつくらなくて、職員さんの気持ちがつんでしょうか。このままでは辞める職員さんが出ないか、本当に心配したくなるほど士気が下がり続けているのを私は肌で感じているのですが、町長はそんな空気を感じないんでしょうか。少なくとも町長が新しくなって、さあやるぞという感じがこの4月からの太子町のこの庁舎内に感じないんですけれども、町長のお考えをお聞かせください。

一つひとつ町長の真意を、また政治姿勢を問いたいところですが、今の主な点として以上の所信表明に書かれていたことへの答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） 所信表明に係る何点かのご質問でございますが、通告にはございませんでしたので、お答えできる範囲でご答弁を申し上げます。

地域公共交通事業については、高齢化が加速する中、住みやすいまちづくりに欠かすことのできない事業であると考えております。

しかしながら、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を上げることが求められており、時代の流れと共に移り変わるニーズを見極め、各時点で必要となる変更を加えながら、本町に最も似合った地域公共交通を構築する必要があると考えております。

次に、自然と歴史を生かしたにぎわいあるまちの実現に向けた取組関係でございますが、本町のポテンシャルを引き出し、地域の活性化につながる観光行政についても、個々の事業を検証するとともに、観光行政全体として費用対効果を含め、総合的に精査検証し、戦略的に進めることとしております。

また、特産品のブランド化については、農家の方とご相談をさせていただきながら、大きさや糖度、そういったことを含めながら、ブランド化に向けて具体的に進めていけたらなというふうに思っております。

スタートアップ企業につきましては、大阪府としっかりと連携をしながら、今までにない業態を対象に持ち込み、太子町そのものに活力を持たせていきたいなというように考えております。

次に、役場組織と職員の士気についてのご質問でございますが、私が4月20日に初登庁した日はコロナウイルス感染症への対応の真ただ中であり、その日開催された対策本部会議で職員への負担が増える2交代制勤務の導入を指示し、それ以降も感染予防対策や各種支援策への取組を職員一丸となり頑張ってもらっているところでございます。

住民の皆様のご協力が前提でございますが、その甲斐もあって、本町では感染者が確認されることなく、また、特別定額給付金についても比較的速やかに住民の皆様にお届けすることができております。

また、役場組織については、現在の組織課題を所属長から聞き取りを行っているところでございますが、新しい太子町の町政運営を進めていく上で最適な組織体制を早期に構築し、全職員に働きがいのある未来とやる気を持ってもらえる組織をつくるのが私の役割であると考えております。そのためにも、可能な限り議員の皆様へ新組織体制をお示しし、新たな挑戦を更に加速させてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在進んでおります計画の精査検証をはじめ、私の各公約の実行計画についてはその都度議員の皆様にお示しさせていただくと共に、住民の皆様へも情報提供させていただき、見える化を進めることとしておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 見えないからちょっとみんな困っているんです。見える化を進めるというのであれば、本当もっと急いで、できれば所信表明が出る前にこういう中身なんやというのを本当は示していただきたいんですが、それが見えないからみんな困っているというのをちょっといま一度お考えください。

費用対効果を見極めながら、必要に応じて変えていかなければならない。再検証。凍結。財政見直しは非常に厳しい。このようなネガティブな所信表明で太子町が良くなるのでしょうか。ここに書かれている方向で太子町のまちづくりが進められていって、本当に太子町がよくなると思いますでしょうか。また、良くするんだというのを住民さんにメッセージとして発信できているとお考えでしょうか。これも改めて言わせてもらいますけれども、先の町長選挙、選挙公報、これが住民さんが一番目にした公のビラだと思うんですけども、ここには新しい太子町に向かって新たな挑戦。挑戦とは前町長時代の事業を凍結し、再検証することでしょうか。それを挑戦とは言わないと思いますし、祐二ならできる、維新ならできる、全てをかけて太子町を前に。この所信表明で行

くんですか。後退ではありませんか。選挙民にお約束したことは政治家として実行するために努力いたしますし、実行しなければなりません。町長になった途端、民意だとして過去を反故にし、選挙公約にも書かれていないことを実行しようとするのは許されることではありません。これまでの自分が歩んできた歴史とこれからの町長としての歴史が全く別物にならないようお願いを致しまして、私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、西田議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

（午後 0時03分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

7番目、阪口議員の質問を許します。

阪口議員。

〔5番 阪口 寛君 登壇〕

○5番（阪口 寛君） 町長は、所信表明で本町の財政見通しは非常に厳しいものと認識しておりますと述べられております。通告に基づきまして、この点について質問を行います。

町長は、6月議会の冒頭で所信表明をされました。今後4年間で町政を推進する上で、主な施策と方針を述べられました。公約の実施とともに、本町の財政状況の厳しさを随所で強調されています。例えば、平成31年度の決算見込みにおきまして、2億6千万円程度の財政調整基金からの繰入れが見込まれるなど急激な収支の悪化が見込まれることから、既存の事業なども含めた検証についてもしっかりと進める必要がある。また、財政運営の基本は収入の範囲で予算を組むという財政規律の堅持にある。本町の財政見通しは非常に厳しいものと認識している。そして、行財政改革を進めることにより、将来世代に負の遺産を残すことがないように取り組むとあります。

小泉政権時代は、構造改革路線によって地方自治体は徹底的な行革を押しつけられました。夕張市のように、財政が破綻する自治体も生まれました。地方自治体は悲鳴を上げるとともに政府への抵抗、市町村合併も終息しました。

その後の政権は地方財政計画の見直しを行い、一般財源総額は一定確保されるようになりました。多くの自治体で多少なりとも基金を積み上げることが可能になっています。

2020年度の地方財政は、抑制基調であるものの住民の要求を実現する財源は確保されています。

町長は、本町の財政状況にどのような懸念を持っておられるのでしょうか。本町の毎年の決算は収支黒字の決算を続けています。健全化判断比率も問題ありません。本町の予算に無駄遣いがあるのでしょうか。町長は与党の議員として一貫して予算に賛成されてきましたから、よく御存じだと思います。

日本共産党は福祉を増進する施策には賛成しますが、国が押しつける多額な予算を必要とするマイナンバー制度や住民サービス切捨てには反対し、国保料や介護保険料の引上げなど住民負担を強いるものは基金を活用して引下げを求めるなど、住民福祉の向上を求めてきました。収入の範囲で予算を組むという財政規律を堅持すると言っておられますが、一般会計等の財政指標は、経常収支比率、公債費負担比率、町税徴収率、町債バランス等で見えるものではないでしょうか。この財政規律は、いつから考えて守られていないとお考えなのでしょうか。

町長は、平成31年度の決算見込みは2億6千万円程度の財政調整基金からの繰入れが見込まれるなど、急激な収支の悪化が見込まれると述べておられます。本町は、毎年3億円から4億円の基金を繰り入れてきましたが、収支では財政調整基金は毎年のように積み上げを増やしています。町長が言うように、平成31年度決算が急激に悪化するのでしょうか。現在での概算を示してください。示していただかなければ判断のしようがありません。決算見込みについての答弁をお願いします。

自治体の貯金、積立金についてお尋ね致します。

特定目的のための基金と、不特定に自由に使える財政調整基金などがあります。地方の基金は増加傾向にあります。

財務省は地方の基金増大に照準を合わせ、地方財政に余裕があると宣伝し、地方財政削減を進めようとしています。これに対して、各地方団体は地域の実情を踏まえて各々の責任と判断で財政運営を行っており、地方基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できないと反論しています。

総務省は、基金残高増加の要因として、人口減少による税収減や公共施設等の老朽化対策など将来への備えがあると分析しています。その上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図ることを求めています。本町の基金の状況、年々増加しているのでしょうか。積立金残

高をお尋ねします。財政調整基金は何のためにあり、どれだけが必要とされるのでしょうか。町長の、本町の財政状況に対する認識と基金についての考えをお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） ご質問の本町の財政見通しは厳しいとはにつきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

町の財政状況の認識でございますが、近年の決算では、財政調整基金の取崩しを行わず実質収支では黒字を確保することができております。しかし、単年度収支を見てみますと、ここ数年は赤字が続いており、平成31年度においても厳しい決算が見込まれます。

単年度収支が赤字となりますと、その年度内における歳出を歳入で賄えないということになりますが、本町の場合、平成26年度、平成27年度に剰余金が発生しており、ここ数年の単年度歳入で賄えなかった経費をこの剰余金の一部を活用しつつ、次年度へ繰り越してまいりました。そして、これまで剰余金を活用してきたことで一定の黒字を確保してまいりましたが、この剰余金が枯渇し、平成31年度決算見込みにおいては財政調整基金から2億6千万円程度の取崩しの可能性が高くなっております。

歳出額の増加の要因としまして、扶助費や物件費の増加、また施設の老朽化対策費など、必要経費が増加していることにあります。これは無駄遣いをしているのではなく必ず必要となる経費であり、今後も増加していくことが見込まれます。

加えて、地域公共交通事業や国指定史跡二子塚古墳保存整備事業など、これまでの継続事業について多額の一般財源が見込まれることや、歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響による町税等の減収が見込まれます。このようなことを踏まえますと、今後の財政状況は楽観できるものではなく、非常に厳しいものがあります。

本町の基金残高は、平成31年度末見込みとしまして、財政調整基金で約14億9千400万円、公共施設整備基金などの特定目的基金などで約15億900万円の見込みとなっております。ここ5年間の財政調整基金の予算ベースでの繰入額は約1億円から2億円程度でありましたが、平成31年度では4億8千万円と大幅に増えた結果、財政調整基金から多額の取崩しを行う見込みとなっております。

令和2年度においても、一般会計補正予算（第3号）の補正後の財政調整基金の繰入額は、予算ベースで約6億円と多額な予算計上となっていることから、平成31年度の決算見込みと同程度、またはそれ以上の財政調整基金からの取崩しを見込んでおり、基

金の減少が想定されます。

財政調整基金につきましては、年度間の財源不足に備えるため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度において活用する目的の基金で、今後厳しい財政状況を補填するための役割を担うものと考えております。しかしながら、財政調整基金にも限りがありますので、事業の見直しも含め、可能な限り一般財源の負担を減らしつつ、新たな事業については慎重に展開していく必要があると考えております。

また、特定目的基金などの残額につきましては、公共施設整備基金が約1億3千800万円と総額の8割弱を占めており、次いで退職手当基金が1億2千500万円の見込みとなっております。特定目的基金につきましても、これまで着実に積み立ててまいりましたが、平成31年度決算では1億6千万円程度の活用を行う見込みとなっております。今後も継続した活用が必要と考えられております。そのため、財政調整基金と同様、限られた財源であることから、基金の目的に沿った計画的な活用を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 平成31年度決算は、可能性が高くなっていると言われるだけで、きちっとしたことはなかなか分かりませんでした。

財政調整基金は、元々は住民の税金が積み立てられたものです。予算は住民の福祉の向上のためのものであって、住民サービスを削ることを優先させるべきではなく、住民のために使われるべき財源です。太子町は、大阪府内の町村では田尻町を除いて基金残高が多い団体です。財政調整基金、公共施設整備基金だけでも約30億円あります。住民のために積極的な活用が求められています。

財政調整基金は、地方公共団体の年度間の財源調整を行うためのもの、それぞれの地方公共団体の歳入歳出の変動については、基金により対応することが制度上の前提になっています。収入の範囲という考えでは、何も事業はできません。

2018年2月22日、衆議院総務委員会で当時の野田国務長官が何と言っているか。町村においては、公共施設の老朽化対策の備えが基金積立ての大きな要因となっていることから、公共施設等適正管理推進事業債について、2019年度からは長寿命化事業等の交付税措置率を財政力に応じて引き上げるなど、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に推進していただけるよう、環境整備を図ってまいりますと答えています。

公共施設等適正管理推進事業債を使って、少しでも町独自の支出がないように、この間、生涯学習施設建設について検討してきたのではありませんか。収入の範囲で予算を組むという財政規律に縛られて予算を組んでいたら、何か新しい施策を進めれば、何か今ある住民サービスを削るという考えにつながりませんか。再答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） 本町の財政力を見据えて、収入の範囲で予算を組むということは当然のことと考えております。収入の範囲を超えた歳出を組めば基金が減少し、いずれ枯渇してしまいます。

近年では行政サービスは多様化しており、多様化に対応するために歳出の増加は避けられない状況にもあり、本町の財政状況の悪化の要因ともなっております、そのため、全ての行政サービスに对应していけばいずれ財源はなくなり、財源がなくなれば、これまで実施してきた行政サービスへの影響も懸念されます。今後、住民サービスの低下を避けるためにも本町の限られた財源を有効活用するため、真に求められる行政サービスは何かを見極め、スクラップ・アンド・ビルドも含めた再検証も一定必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 町長の初めての予算である6月補正予算は、町長の思いが表れ、政策が展開されるべき予算です。ところが、財政の厳しさを強調するあまり、住民の期待に応えられるものにはなっていません。

観光まちづくり拠点整備が凍結されました。後の質問で触れますが、生涯学習施設整備事業は再検証すると言ひ、予算が計上されていません。その一方で、生涯学習施設建設と一緒に考えられていた緑の回廊の改修工事は予算化しました。町長は、地域で頑張っている団体を応援すると言ひながら、住民スポーツ団体から要望のあったテニスコートの改修、危険でもあり検討されていたにもかかわらず、計上されていません。やめよう、縮小では、太子町が良くなるはずがありません。住民の声を聞いて町政運営を進めることを求めて、次の質問に移ります。

2問目、生涯学習施設をどう進めるかについて質問を行います。

町長の所信表明で、公民館、図書館の必要性を認識するが、今議会での予算計上については一旦見送りにする。その理由として、総事業費10億円を超えるものであり、先



の選挙においても住民皆様にしっかりと検証することをお約束したとあります。

しかし、町長選挙選挙公報には生涯学習施設の言葉がありません。検証することをお約束したことになるのでしょうか。

後で調べると、町長が維新の会公認を受けられて、維新の会NEWSに公民館の再整備事業の見直しの文字がありました。これをもって住民皆様にお約束したことになるのでしょうか。

町長は、議員のときから生涯学習施設建設に関わっています。10億円を超える事業であり、場所の選定、実施設計の内容も知っておられます。24回の生涯学習施設建設調査特別委員会に出席し、反対はされていません。実施設計業務委託に3千100万円をはじめ、多くの費用と時間が費やされてきました。それぞれの委員にはいろんな思いはありますが、ベターなものとして進められ、今後の予定と費用も決められました。です。令和元年までで3千895万9千200円支出されています。公民館建て替えの必要性、図書館は必要な施設とするなら、見直しには大きな問題があります。公民館については、老朽化していることと耐震化していないことで危険な建物であり、いずれは建て替えるべきものです。図書館については、町長も言われるように、子どもたちに図書と触れ合う機会の確保や住民の憩いの場になるものです。町に図書館があれば、子どもを含めて、誰もが歩いて、自転車で、コミュニティバスに乗って、自由に、気軽に利用できます。他市の図書館にまで行くために誰かに連れていってもらったり、交通機関を乗り継ぐ必要がありません。

さらに、日本共産党は図書館施策を度々取り上げ、正規職員の館長を配置し、町の情報発信とまちづくりの拠点になるなどを提案してきました。図書館はなくてはならない施設です。

多くの住民が2022年、令和4年8月オープンを期待しています。町長は、何を検証されるのでしょうか。今、公共施設等適正管理事業債を活用すれば起債することも可能だし、生涯学習施設の建設工事費の約3割が交付税措置で国の補助金を得ることができます。先般の第26回生涯学習施設建設調査特別委員会では、総額8億7千500万円、起債額4億9千万円、交付税額2億4千600万円との説明もありました。最初の設計では10億円近くもの事業費を町単独で支出しようとしていたことから比べると、議論のかがあって、6億円ほどで建てられるという金額になったではありませんか。

ところが、この事業債を活用するには、令和3年度中に工事が完成しなければならず、

着手が9月では非常に厳しくなります。検証にあまり時間をかける余裕はありません。

先ほどの中村議員の質問にもありましたが、検証は何をいつまでにするのでしょうか。生涯学習施設の関連工事である緑の回廊やエレベーター改修などは先行実施しているのに、本体建設の予算を見送りにした理由をお聞かせください。

今議会の特別委員会、予算委員会では、検証は何をいつまでにするのか、明確ではありません。9月議会にならぎりぎり間に合うかどうかの瀬戸際です。検証をいつまでに終え、生涯学習施設はいつ完了するのか、答弁を求めます。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） ご答弁申し上げます。

先ほどの中村議員の質問にもご答弁させていただき、特別委員会でも申し上げましたが、生涯学習施設については私も議員時代から関係し、特別委員会での経過も十分承知しており、これまで重ねた議論を無駄にする意思はなく、現計画の中止、凍結を目指すものではございません。

所信表明にも述べさせていただいたように、公民館については経年による老朽化が激しく、加えて利用頻度も高いことから建て替えが必要な施設であり、また、十分な閲覧スペースや自習室もなく、3万5千冊程度の蔵書数しかない現在の図書室についても、子どもたちが図書と触れ合える住民の憩いの場として重要と考え、新たな魅力ある太子町独自の図書館として生まれ変わるべき施設であると認識しております。

ただ、町政全体を俯瞰すべく町長という立場になり、生涯学習施設だけでなく全ての施設について様々な側面から種々検証しなければならないということでございます。生涯学習施設に関して検証と一言で申し上げても、建設の根幹を成す財源の件、まちづくり観光協会の件、備えるべき施設や機能の件、人件費や管理経費によるランニングコストなど、少し挙げるだけでも様々でございます。

また、それら検証には一定の時間が必要です。しかし、その時間も無限大にあるわけではございません。中でも、本事業にとって最も重要である財源につきましては、その時間が大きく関係してくることは十分理解をしております。しかしながら、目の前の建設費だけでなく、長期的な見通しについても確実に見極め、安定した町政運営を継続させることも町長としての重要な責務であり、そのためにも検証は必要なものと考えております。

先程も申しましたが、この生涯学習施設整備計画を遅らせることによって、町財政に

さらなる負担をもたらすことと、公民館利用者の皆様のご不便をさらに延長するようなことは、私自身も望むものではございません。早期建設の期限の意味を意識しながら検証を進めたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 総事業費10億円を超える事業は、本町にとって大きな事業ではありません。本町には財政調整基金、公共施設整備基金だけでも約30億円の基金があります。総務省も、確実かつ効率的な運用を行いつつ優先的に取り組むべき事業への活用を奨励しています。さらに、公共施設等適正管理事業債を活用すれば負担を減らすことができます。

生涯学習施設は必要な施設であり、住民の要望、期待に応える施設です。住民の方から請願も提出され、一日も早い生涯学習施設に向かって議論を深めてきた経過があります。今議会の請願には、令和4年10月の文化祭は新しい生涯学習施設で開催させてほしいとあります。いたずらに検証を続ければ、住民の願いに背くこととなります。

町長は将来世代に負の遺産を残さないと言っておられますが、図書館は子どもたちのものであり、将来の子どもの財産になるものです。町長は勇気を持って決断していただきたい。住民の願いに応えられないのでしょうか。答弁を重ねて求めます。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） ご答弁を申し上げます。

まず、その起債の借入れが元々全部ができない可能性が出てきたので、しっかりと検証しなければならないという状況になったということをまずご理解いただきたいと思えます。

そして、先日、文化連盟の皆様から頂きました請願につきましては重く受け止めており、令和4年の文化祭が新しい生涯学習施設で開催できることを私自身も望んでおります。特に公民館を中心に長年本町の文化活動の主役を担ってきていただいています文化連盟の皆様にとって、老朽化した公民館の建て替えは何よりも待ち望んでおられること、私も議員時代より認識しており、その気持ちは町長になった今でも変わらず持ち続けております。令和4年の文化祭を新しい施設で開催したいという切なる願いに対しまして、先ほど冒頭でも申し上げましたが、これまでの議論を無駄にする意思はなく、いたずらに現計画を中止、凍結したり、恣意的に時期を遅らせることは考えておりません。

私は、文化連盟の皆さんが作品創作やダンス、体操など新しい生涯学習施設で活動さ

れること、また、図書館で住民の方々が楽しく過ごしていただくことを実現するために着実に計画を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いを申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 阪口議員。

○5番（阪口 寛君） 町長は、与党議員として発言し、議案に対して全て賛成の態度を示してきたのではないですか。検証を続けて公共施設等適正管理推進事業債も活用できず、生涯学習施設を延期、中止することは住民の願いに背き、これまでの職員の努力も無駄にすることです。生涯学習施設の建設を求めて、質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、阪口議員の質問を終わります。

次に、8番目、建石議員の質問を許します。

建石議員。

〔10番 建石良明君 登壇〕

○10番（建石良明君） 政友クラブの建石です。本日の最後の質問者ですので、どうか真摯なる答弁をよろしくお願い致します。

通告に基づきまして、新任田中町長の所信表明について質問いたします。

田中町長は、先の令和2年4月12日の町長選挙において、大阪維新の会の公認を得て、3千23票という太子町民の皆様の民意を得て圧倒的勝利で当選されました。新たに町長に就任されたこのことは、太子町民の皆様も町政の変革、チェンジを大いに望まれている結果の表れであると考えます。

先程も、田中町長は住民の付託に十分応えていくと表明されております。田中町長には、この住民の皆様をしっかりと受け止め、新たな町政、住民目線に立った町政運営に取り組んでいただくよう、お願い致します。

さて、田中町長は、4月20日の初登庁以来、幹部職員の人事配置等新たな体制の整備、新型コロナウイルス感染症対策の対応とする職員の2交代勤務が実施される中、住民対策を精一杯難問に取り組んでこられてきたと思います。

先般の本定例会初日の6月2日には新町長として所信表明をなされ、今後の町政運営の基本姿勢や太子町で進捗中の主な事業への考え、また、選挙公約に基づく今後4年間で取り組む主な施策や方針について力強く表明されました。

そこで、所信表明に関して、何点か質問いたします。

まず、田中町長は、地域公共交通事業については予定どおり運行を開始されました。

ただし、今後費用対効果等を見極めながら必要に応じて対応していくと述べられております。当然のことであり、実証運行を行いつつ、より効率的、効果的な運行を行うためには、検証や修正が欠かせない。もちろん、その前提としては、まずはより多くの住民に地域公共交通を利用してもらう必要があります。

今定例会には、令和2年度太子町一般会計補正予算（第3号）において、地域公共交通事業で緑の回廊改修工事関連の費用が計上されている。については、この緑の回廊改修工事の意義についてお聞きしたい。

また、本事業については、一般財源2千699万7千円が充てられている。この地域公共交通事業は、一部の公共交通空白、不便地域の解消や、持続可能な太子町地域公共交通に向けた再編、既存路線バスとの連携した利便性の向上を目的とし、太子町にとって大変有意義なものであると考える。活用できる補助金等について、大阪府等へしっかりと働きかけを行うべきであるとするが、この点をお聞きしたい。

○議長（森田忠彦君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） 地域公共交通事業実施に伴う緑の回廊改修工事についてのご質問を私のほうからご答弁申し上げます。

緑の回廊改修工事については、地域公共交通における乗換え拠点の整備として実施するものでございます。

整備に至る経緯としましては、平成29年度に策定しました太子町地域公共交通基本計画で示された今後の方向性でのシームレス化の推進において、支線交通と基幹交通のつなぎ目として町の中心的位置にある役場などにハブ的機能を持たせ、支線交通の利便性を確保するとされたことが基本となっております。

また、翌平成30年度に法定協議会である地域公共交通会議での議論を経て策定された太子町地域公共交通網形成計画においては、役場前でのバス停設置や役場中心の拠点整備を求めるワークショップ等での意見なども踏まえ、役場を中心とした待ち空間の整備等を行うことなどにより、基幹交通と支線交通の乗換え拠点の強化、シームレス化の推進を図るものとされたところであります。

このことから、昨年度当初から乗換え拠点の整備についての検討を始めたところではありますが、当初計画におきましてはイベント広場からの渡り廊下、階段を撤去し、六枚橋バス停の役場前への移設に伴う駐車帯の整備並びに支線交通における待合所の設置を予定したところであります。

しかしながら、その後、具体的な検討を進める中におきまして、役場庁舎正面玄関前に独立した待合施設だけを設置することがよいのか、また、庁舎との連携や夜間における防犯対策等の管理上の問題など、改めて整理すべき課題が見えてきたことから、再検討を行う中におきまして、緑の回廊はこれまでも福祉センターバス利用者が待合スペースとして利用されていること、また、通常特に利活用することがない一定の空間となっていることに加え、庁舎との一体性の確保が可能となり、防犯対策など管理上の問題点がクリアできること、さらに、現在自転車や二輪車などで来庁される方の駐輪場が不足することがある状況についても、回廊東側の植栽部分を駐輪場として整備することにより、これら全てを解消することが可能となることから、緑の回廊での待合スペース確保に向けた具体的な検討に入ることにしたところであります。

このようなことから、6月1日より運行開始に向けた乗換え拠点の整備については、まず、渡り廊下、階段の撤去、金剛バスの停車帯及び待合所の設置に加え、障がい者用駐車場の再整備などを先行するものとしたところであります。

このたび、町コミュニティバスにおける待ち空間の整備に向け、緑の回廊改修工事費を今議会に補正予算案として提案申し上げたところでございます。本改修工事の実施により、利便性の向上を図り、地域公共交通事業の利用者の一層の増加を目指してまいりたいと思います。

なお、緑の回廊改修工事につきましては、公共施設のある庁舎の一部で実施する改修事業でありますことから、特定財源の確保が難しく、今議会に提案しております補正予算案におきましても事業費の全額を一般財源により措置するものとしておりますが、建石議員ご指摘のとおり、活用可能な財源については大阪府の関係部署へ照会し働きかけを行うなど、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 建石議員。

○10番（建石良明君） 地域公共交通事業は、交通利用手段弱者には必要不可欠な事業であります。ぜひ多くの住民に利用していただきたいと思います。

また、財源投入の件においても、田中町長と大阪府との信頼ある太いパイプでぜひよろしく願いしておきます。

次に、国指定史跡二子塚古墳保存整備事業についてお聞きします。

土地買収も終了し、地権者が太子町所有のものとなりました。この事業は多数年にわたるものであります。ただ、住民の関心も薄れつつあると思われませんが、いま一度この

事業を行うこととなった動機、これまでの経緯、現状、今後のスケジュール、概算費用、活用方策等を示していただくようお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 副町長。

○副町長（藤原 幹君） 二子塚古墳は、昭和31年11月28日に国史跡に指定された全国的にも珍しい双方墳であります。直接、石室、石棺を見ることができる地域に根づいた身近な歴史的遺産として現地見学者も多く、地元で親しまれてきました。

そのような中、町内の史跡散策者の方々及びその案内をいただいている太子街人の会の皆様から、二子塚古墳の経年により著しく損なわれつつある現状の保存が急務であることと、二子塚古墳が多くの史跡をめぐる散策コースの中で重要な位置に立地することから、トイレ、駐車場及び休憩施設の整備について強く要望されておりました。

本町といたしましても、貴重な歴史的遺産の保護の重要性と観光資源としての文化財の活用を重視し、事業化に向け大阪府及び文化庁との協議を行った結果、考古学、歴史学、遺跡整備の専門的な有識者をメンバーとする保存整備検討委員会を立ち上げ、整備内容について検討協議を行いながら進める手法により、事業をスタートさせることとなりました。

そのような中、墳丘周辺の発掘調査により古墳の範囲が指定値よりも広いことが確認され、昨年10月16日に文部科学大臣より追加指定を受けました。検討委員会では、その範囲を基準として史跡を確実に保護し、古墳の持つ本質的な価値を後世の代まで保存、伝達させながらも全ての方々が身近に古墳を見学でき、学習や憩いの場として有効に活用できる施設としての方向性を定め、そのためにはどのような整備が必要かなどを協議検討していただき、平成29年度に二子塚古墳保存活用計画を策定いたしました。

計画では、全体事業用面積として1万989平方メートル、うち史跡保存のための面積が6千306平方メートル、来訪者用のガイダンス、トイレ及び駐車場など、便益施設のための面積として4千683平方メートルと致しました。その後、保存活用計画に基づき、昨年度まで発掘、地中レーダー探査及び樹木の樹勢などの各種調査業務、施設の整備方針をまとめた整備基本計画等の計画策定業務並びに史跡保存のための用地買収による公有地化を進めてまいりました。それらに要した費用については、令和元年度までの決算で1億1千62万円、うち国費が3千582万4千円で、全体の約32%を占めております。

次に、今後の事業予定でございますが、今年度より基本設計、来年度に詳細設計を行

い、早ければ令和4年度より工事を予定しております。

整備内容については、保存整備検討委員会や地元関係者等関係機関のご意見をお聞きしながら、まずは古墳の本質的価値を次世代へ確実に伝達するための史跡の保存を第一に考え、直接石棺が見学でき、誰もが安全かつ容易に古墳見学が行える施設として園路やガイダンスなどを整備し、特に地域の小学生を対象としたふるさと学習の一環として小学校と連携し、太子町独自の古墳体験学習会などの開催も検討してまいります。

また、二子塚古墳が本町を訪れる歴史散策者にとって必ずと言っていいほど立ち寄られる見学地の1つとなっております。そのため、二子塚古墳を中心として密接に関連する周辺の古墳及び町立歴史資料館や府立近つ飛鳥博物館などの文化施設、また道の駅近つ飛鳥の里・太子などの観光施設並びに日本遺産竹内街道の町並みなどを結ぶ見学ルートに取って、トイレ、駐車場などの便益施設の整備は大いに活用が期待できるものになると考えております。

また、観光旅行会社への情報提供により、世界遺産百舌鳥古市古墳群などとの関連ツアーの訪問地の1つとして組み込んで盛り込まれるよう働きかけることも視野に考えていきたいと思っております。

さらに、現在の山田地区には春日や太子地区の和みの広場、葉室地区の葉室公園、畑地区の薬師山公園のような一定規模の公園がなく、地域住民の憩いの施設としての利用だけでなく、災害時の一時的な避難場所としても活用いただけるような整備についても検討していきたいと考えております。

なお、事業費については、国費の充当率が50%見込まれてはおりますが、できるだけ少ない経費でより多くの効果が得られるように検討し、予算編成の動向を鑑みながら、町財政の負担の少ない年次計画にしていきたいと考えております。また、完成までの草刈り等の維持管理についてもできる限り経費の削減に努めてまいります。

以上のように、二子塚古墳の整備は単なる古墳の保存のための整備ということだけではなく、周辺地域との調和を図りながら、歴史学習、観光、憩い、さらには防災など、多面的に利活用できる機能を持った施設として整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 建石議員。

○10番（建石良明君） この整備事業は、国費の参入があるとはいえ多額の一般財源が



投入されております。ありきたりの単なる古墳公園ではなく、誰もが歴史遺産に親しみ、太子町民が誇れる多目的な史跡公園になることを強く希望しておきます。

最後に、冒頭にも述べましたように、田中町長は選挙戦において有効投票数の過半数以上を獲得し、多くの住民の皆さんの支持を得られたわけであります。

そこで、今後の町政運営にかける田中町長の意気込みについてお聞きいたします。

ちょっと余談なんですけど、先般鈴木大阪府議会議員、田中町長と私と吉村大阪府知事とお会いしたとき、最初の3ヶ月間が大事だ、精一杯太子町住民のために頑張ってくださいと激励されました。私は、信念、覚悟、決断力を持ってこの太子町を住民の立場に立って行政をつかさどっていただくことを強く進言しておきます。

最後に、この質問に対して町長に答弁を求めます。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） 今後の町政運営にかける意気込みについてご答弁申し上げます。

まずは喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対策に万全を尽くしてまいります。想定される第2波、第3波へ備えつつ、長期化を見据えながら、新しい生活様式の実践はもとより、セーフティーネットとなる町独自の支援策の実施により住民皆様の生命、健康、生活を守るため、しっかりと対策を行ってまいります。

そして、子ども医療費助成の高校卒業までの延長など、選挙において住民皆様にお約束したことを一つひとつ着実に実行してまいります。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症への対策において痛感したことは、住民皆様や各種団体のご助力なくして役場の組織だけでは町政は成り立たないということであります。太子町においては、住民皆様のご協力、ご尽力により現在まで1人の感染者も確認されておられません。さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止のためのこの間の外出自粛に当たっては、太子町社会福祉協議会が中心となり、各種団体のご協力を頂きながら、高齢者や障がい者等への見守り支援事業を実施していただいております。

例を挙げますと、生活不活発病予防チラシの全世帯への配付事業や、高齢者交流サロンやいきいきサロン、福祉センター利用者への安否確認、また、手作りマスクの製作による福祉施設や内部障がい者、妊産婦へのマスク配付など、役場の行政組織だけでは対応が難しい迅速かつきめ細やかな取組を多数実施していただいております。

今後の町政を進める上では、子育て支援や高齢者の活躍、観光振興や防災など、様々な分野において住民皆様のお力をお借りしながら住民皆様と一緒に取り組んでま

います。

最後に、町長に就任以来様々な課題も見えてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症が与える町財政への影響については計り知れないものがありますが、職員と共にこういった課題にも一つひとつしっかりと対処してまいります。

太子町政の変化、チェンジを望む住民皆様に選んでいただいた町長として、皆様からの期待をしっかりと受け止め、常に覚悟と決断を持って臨んでまいります。そして、議員皆様、住民皆様のご意見をしっかりと聞きながら、和の精神のもと、町全体がワンチームとなり、移り行く時代を見極め、10年先、20年先、50年先を見据えつつ、笑顔あふれる太子町の実現のため、邁進してまいりますので、改めまして皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○10番（建石良明君） これで、私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、建石議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

本日の日程は、これで終了致しました。

なお、最終本会議は、明後日17日に再開させていただきます。再開通知は省略させていただきますが、ご出席のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして散会といたします。

本日は御苦勞さまでした。

（午後 1時48分 散会）

【第 3 日】

令和2年 第2回太子町議会定例会会議録

令和2年6月17日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（11名）

|    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 羽山茂男君  | 7番  | 村井浩二君 |
| 2番 | 中村直幸君  | 8番  | 山田強君  |
| 3番 | 辻本馨君   | 9番  | 寺町幸雄君 |
| 4番 | 斧田秀明君  | 10番 | 建石良明君 |
| 5番 | 阪口寛君   | 11番 | 森田忠彦君 |
| 6番 | 西田いく子君 |     |       |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

|                |       |          |       |
|----------------|-------|----------|-------|
| 町長             | 田中祐二君 | 住民人権課長   | 吉田雅樹君 |
| 副町長            | 藤原幹君  | 危機管理課長   | 村上正規君 |
| 教育長            | 勝良憲治君 | 観光産業課長   | 西本武史君 |
| 総務部長           | 小角孝彦君 | 地域整備課長   | 堀内孝茂君 |
| まちづくり推進部長      | 村上正規君 | 生活環境課長   | 辻本知也君 |
| 健康福祉部長         | 子安逸二君 | 子育て支援課長  | 小路展裕君 |
| 教育次長           | 池田貴則君 | 高齢介護課長   | 米田正径君 |
| 秘書課長           | 東條信也君 | 健康増進課長   | 松井靖君  |
| 総務政策課長         | 奥埜哲生君 | 保険医療課長   | 子安逸二君 |
| 財政課長           | 小角孝彦君 | 教育総務課長   | 池田貴則君 |
| 会計管理者<br>兼会計課長 | 林達也君  | 生涯学習課長   | 鳥取勝憲君 |
| 税務課長           | 林達也君  | 学務指導担当課長 | 矢野敦則君 |

◎議会事務局

事務局長 上田周治 書記 木下雄平

---

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第18号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について  
(総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第2 議案第19号 太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件 (総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第3 議案第20号 太子町国民健康保険条例中改正の件 (福祉文教常任委員長報告)
- 日程第4 議案第21号 太子町介護保険条例中改正の件 (福祉文教常任委員長報告)
- 日程第5 議案第22号 太子町消防団条例中改正の件 (総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第6 議案第23号 太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件 (総務まちづくり常任委員長報告)
- 日程第7 議案第24号 令和2年度太子町一般会計補正予算 (第3号) (予算常任委員長報告)
- 日程第8 議案第25号 令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)  
(福祉文教常任委員長報告)
- 日程第9 議案第27号 特別職の給与の特例に関する条例中改正の件 (町長提出議案)
- 日程第10 議員提出議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例中改正の件 (議員提出議案)
- 日程第11 議員提出議案第2号 太子町副町長定数条例中改正の件 (議員提出議案)
- 日程第12 請願第2号 「(仮称)生涯学習施設」の早期建設開始を求める請願
- 日程第13 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、第2回定例会の最終日を迎えたわけですが、各委員会におかれましては精力的にご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日は、全員出席していただいておりますので、本会は成立致しました。よって、これより会議を開きます。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

---

○議長(森田忠彦君) それでは、日程第1、議案第18号から日程第8、議案第25号までの以上8件を一括議題と致します。

各議案は、去る2日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について順次、報告を願うことになります。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

羽山議員。

[総務まちづくり常任委員長 羽山茂男君 登壇]

○総務まちづくり常任委員長(羽山茂男君) おはようございます。それでは、総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告致します。

議案第18号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、審議において、今後大阪広域水道企業団と経営統合する予定の自治体についての質問があり、大阪府内の複数の自治体が統合に向けた検討をされており、方針が公開されていない自治体もあるため、自治体名の公表は控えるが、人口10万人、20万人を超える市でも検討されているとのことで、今後も水道事業の統合化が進んでいくと思われるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件については、審議において、法律名が変更になることによって内容に変更があるのかという質問があり、従前の内容からの変更はないとのことでした。また、改正時期についての質問に対し、国から準則が示されたことを踏まえ実施するものであるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、太子町消防団条例中改正の件については、審議において、女性、大学生、高校生の消防団員への加入を推進することについて検討されているかの質問があり、河南町でも女性の消防団員が活躍されており、女性の活躍の場ということで、防災面での活躍も期待が見込まれる。加入に際しての条件整備が必要なため、今後研究していくとのことでした。大学生については、現状問題なく加入できる。就職活動で有利に働くこともあると聞いており、団員を増やす観点からも拒むことはできないとのことでした。

また、条例中の勤務する者、ただし、団長が特に認めた者についてはこの限りではないとあるが、どのようなことが想定されるかという質問があり、結婚などで太子町から離れる方で近郊に住居される方が想定でき、通常時の訓練及び非常時の災害において常識的な範囲内で駆けつけられる方を想定しているとのことでした。

その他、定年平均年齢、消防団員OBについての質問がありました。

審議の結果、全員ご異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第23号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件について、審議においては、補償が下がった際に団員が知らなかったということはないのか。また、今後補償内容が変更となった際に議会に上程されなくなるのかという質問があり、今まで政令に記載していた内容を条例に記載していたため、修正の後に議会に上程する必要があったが、今後はその必要がなくなり、補償については基礎額が変更となった際に大阪府から通知があり、分団長会議の中で変更がある度に変更内容の説明を考えているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

寺町議員。

〔福祉文教常任委員長 寺町幸雄君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（寺町幸雄君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第20号、太子町国民健康保険条例中改正の件については、審議において、傷病手当金について太子町としてはどのように考えているのかとの質問があり、全国の市町村が行う国民健康保険においては、傷病手当金を支給する自治体はなく、財政的に傷病手当金を支給可能な十分な余裕がある場合のみ制度を創設できるとされています。

また、傷病手当金を社会保険と同様に恒久的な制度とするには、新型コロナウイルス感染症にかかわらず、全てのけがや病気を対象に支給するための町独自の財源を確保していかなければならず、今年度の当初予算でも保険料の上昇を抑制するために財政調整基金を取り崩している状況を考えると、本町としては傷病手当金を恒久的に行っていくことは難しいと考えるとのことでした。

そのほか、その傷病手当金の支給対象者に関する質問がありました。審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第21号、太子町介護保険条例中改正の件については、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第25号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、審議において、太子町では国民健康保険の被保険者である給与所得者の人数は何人か、また、今回計上されている傷病手当金262万5千円は何人を対象と考えているのかとの質問があり、昨年11月末時点で給与収入のある被保険者は485人で、傷病手当金の予算計上に当たっては6人の支給を想定しているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

村井議員。

〔予算常任委員長 村井浩二君 登壇〕



○予算常任委員長（村井浩二君） それでは、予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第24号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第3号）については、審議において、学校ICT環境整備事業において、学習用端末機器が必要な生徒数、いつまでに手元に渡するのか、どれくらいの価格帯の端末を検討されているのかという質問があり、補助が受けられる端末は全児童生徒数の3分の2となっており、3分の2に該当する人数分は687台であり、残りの3分の1に該当する223台については従前から整備を進めていたため、そのリース費用を充てて整備するという方向で検討している。

整備時期についてはOS、ソフトウェアの検討を学校側と相談しながら決定し、事業発注していきたいと考えており、検討に相当な時間を要することから、概ね秋頃に発注をかけて、年明け早々に配備をしたいと考えているとのことでした。

また、機材はリースになるのか、買取りになるのか、1人1台ということだが、貸与、譲渡のどちらになるのかという質問があり、国の補助金についてはリース、買取り、どちらでも受けられることが可能であり、単年度で整備を行う予定としており、3分の2については備品での購入、残り3分の1についてはリースでの整備を検討しているとのことでした。

貸与、譲渡については学校の備品となるため、貸与、譲渡のどちらでもなく、持ち出しについては現時点では考えていないが、新型コロナウイルスの関係で自宅での学習も課題となっているため、自宅でのネットワークを通じての学習環境がない方については、貸出しについても将来的に検討していくとのことでした。

生涯学習施設建設の予算が6月定例会で補正予算として上がっていないが、一体的に計画していた庁舎エレベーター改修工事と緑の回廊改修工事が補正予算に計上されているのはなぜかという質問に対し、庁舎、エレベーター改修工事については、本来であれば昨年度に実施する計画としていたが、4月より（仮称）生涯学習施設の詳細設計を行うとされたことから、一旦エレベーター単独での改修は行わず、一体的に整備する計画としていたが、今回、（仮称）生涯学習施設整備について検証期間を設けることから、庁舎建設時に設置されたものであり、現在の安全基準に適合しておらず、また、部品の供給についても今年度までとなるなど、早急な改修が求められることから、単独での予算計上を行っているとのことでした。

また、緑の回廊改修工事については、建築基準法上、（仮称）生涯学習施設と同敷地

内の建設行為となり、1つの建築確認として申請する必要があることなどから、エレベーター同様一体的に整備する計画としていたが、(仮称)生涯学習施設について検証期間を設けることとなり、既に6月1日より運行を開始している地域公共交通における乗換え拠点の整備である緑の回廊改修工事については、町コミュニティバス利用者の待ち空間を確保する観点からも早急に改修工事を進める必要があることから、今回、補正予算として計上しているとのことでした。

聖徳太子没後1400年事業において、トリックアート制作委託料、観光啓発物品制作委託料について、具体的にどのようなことを行うのか、また、事業の計画がどのようになっているのか、取組の計画表を提示できるのかという質問があり、トリックアートについては写真を撮ると立体的に浮かぶだまし絵のようなもので、正面から見ると通常と相違ないが、横から見ると立体的に見えるなど、近年観光地の看板などで見受けられ、SNSにて発信、拡散されている。本町でもトリックアートの看板を設置し、SNSを通じて観光啓発を図りたいとのことでした。

観光啓発物品作成については、記念スタンプとスタンプ帳を作成し、本町を来訪される度にスタンプを押すことで、複数回訪れるためのツールとして制作したいとのことでした。

計画については、聖徳太子没後1400年記念実行委員会にて案を練っており、新型コロナウイルス感染症が発生してからまだ会議を開けていないが、従来からの案ではシンポジウムや歴史ウォークを計画している。それらを通じて町内外にPRしていきたい。

計画表については平成31年度の議員全員協議会にて本町及び本町と連携する自治体などの動きを示しており、それらを参照していただきたいとのことでした。

町道老朽化対策事業において、道路空洞化調査をどのように進めていくかとの質問があり、日頃から道路パトロールを実施しており、その中で路面の損傷、異常箇所の把握に努めているが、道路パトロールは目視での確認となり、舗装路面下の空洞化状況は目視で把握することが困難であるため、専門の業者へ委託し、道路空洞化調査を行うこととしている。調査は既存のバス路線において年次的に毎年費用を抑えながら実施していくことを計画しており、今年度は太子四ツ辻のほうから行うことを予定しているとのことでした。

その他、空気清浄機の財源、生涯学習施設建設が遅れることによる補助金について、今後の観光の在り方、聖火リレー延期による予算執行状況、公共交通の状況、住民の声、

新型コロナウイルス感染症対策の事業者支援の申請状況などについての質問がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、議案第18号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号を委員長の報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については原案どおり可決されました。

次に、議案第19号について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号を委員長の報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号、太子町固定資産評価審査委員会条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第20号を委員長の報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第21号を委員長の報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号、太子町介護保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第22号を委員長の報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号、太子町消防団条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 23 号を委員長の報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号、太子町消防団員等公務災害補償条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第 24 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○6 番（西田いく子君） おはようございます。議案第 24 号、令和 2 年度太子町一般会計補正予算（第 3 号）について、反対の立場で討論を行います。

通常、町長選挙を前にした 3 月の予算は骨格予算で、政策的予算を当初予算に計上することは道理上も、そして、選挙民の立場から見ても好ましくない。こう 3 月議会で指摘させていただき、骨格予算に反対し、反対討論を行いました。

この反対討論に対する賛成討論は、本予算は任期満了に伴う町長選挙を 4 月に控え、義務的経費を中心に骨格予算としての予算として編成されたもので、前年度からの継続事業である地域公共交通事業、観光まちづくり拠点の整備や総合スポーツ公園、トイレ改修事業などに加え、子育て支援や地域福祉の充実、更には、安心、安全なまちづくりのため、住民生活にとって必要不可欠な経費を計上されております。

このように、骨格予算であっても限られた財源を効果的、効率的に配分するなど、住民サービスを切れ目なく提供することを前提とした予算編成であり、大いに評価ができるものと考えます。

これが 12 月まで町長が町議会議員として所属していた会派からの賛成討論でした。

大いに評価していた中の 1 つ、観光まちづくり拠点の整備を凍結するというのは、これまでの態度と矛盾するとはお考えにならないのでしょうか。本日、6 月議会最終日を迎えるわけですが、今日に至るまで生涯学習施設建設について何をいつまでに検証するか、はっきりした答弁はいただけませんでした。

ただ、遅らせることは考えていない。前に進める。この前向きな答弁はいただきましたので、ぜひ文化連盟の皆さんから提出された請願に応える検証の中身であり、9 月議会に間に合う期間であることを要望致します。

また、建設を遅らせることがないのなら、6 月議会に計上されました緑の回廊ですけ

れども、3月に特別委員会で説明があったように、当初計画どおり生涯学習施設建設と一体を考えて改修することも要望致します。

町長の過去の態度、発言、選挙公約を読み直しても、今回の一般会計補正予算（第3号）では、太子町がどこに向かうのかが分かりません。所信表明で述べられた4年間の施策の中身は予算の縮小や締めつけの言葉がちりばめられており、このような町政運営がされるのであるならば、太子町の良さがなくなるのではないかと指摘し、反対の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

建石議員。

○10番（建石良明君） 議案第24号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第3号）につきまして、賛成の立場で討論を行います。

本補正予算は新型コロナウイルス感染症対策の対応が必要な中、住民の福祉の向上等、法令に定められた業務などを遂行するためのものとなっています。

まず、学校ICT環境整備事業は、全国で推進されているGIGAネットワーク構想に関する事業であり、小中学校のネットワーク環境整備及び児童生徒1人に1台のタブレット端末を整備するものです。今後デジタル教科書の導入など、教育現場において早急な対応が迫られると考えているもので、必要な経費であります。

また、地域公共交通事業、緑の回廊改修工事については、地域公共交通の再編案を実施するため、6月からの支線交通の実証運行も始まり、利用者が快適に使用していただくための待合室の整備も盛り込まれております。また、産後鬱の予防や新生児への虐待防止等を図るため、健康診査に係る費用を助成する妊娠・出産包括支援事業を予算計上し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備や、道路や河川、水路の整備など、安全、安心のまちづくりを実現するための予算も計上されています。

コロナ禍の中、本補正予算は住民ニーズに配慮されたものや国の施策に基づくものが限られた財源の中で効果的、効率的に取り組みされており、一定評価するところであります。

今後においてもさらなる創意と工夫で限られた財源を効果的、効率的に配分し、安定した行財政運営に努められることを強く要望致しまして、本予算の賛成討論と致します。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

中村議員。

○2番（中村直幸君） 太子町一般会計補正予算（第3号）、意見を付けて賛成の討論と致します。

議案第24号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第3号）について、意見を付けて賛成の討論を行います。

妊娠・出産包括支援事業で妊婦への支援実施、聖徳太子没後1400年事業の推進、学校ICT環境整備事業や町立幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策に対する予算が計上されており、評価するものであります。

しかし、全員協議会、所信表明、生涯学習施設建設調査特別委員会、予算常任委員会、一般質問で何度お尋ねしても、町長がこれまでの町長時代に町長を与党として賛成してきた生涯学習施設建設が再検証されることや、観光まちづくり拠点事業が凍結されることになって、明快な説明がされておられません。

何度も再検証を繰り返すのみで、これでは、早期建設を求める文化連盟の皆様方の請願に対しても不誠実ではないでしょうか。

生涯学習建設に関わる予算が計上されていない一方で、緑の回廊の改修予算は計上されるなど、問題点はありますが、今回の一般会計補正予算（第3号）には、コロナウイルス対策として住民のために急がれる事業が含まれていることから、意見を付けて賛成の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議案第24号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名・反対2名〕

○議長（森田忠彦君） 起立8、反対2。起立8名。よって、賛成多数でございます。議案第24号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第25号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第25号を委員長の報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号、令和2年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第9、議案第27号、特別職の給与の特例に関する条例中改正の件。本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小角孝彦君） それでは、議案第27号、特別職の給与の特例に関する条例中改正の件について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本町の財政状況が厳しさを増す中、田中町長の任期中における特別職の給料月額を減額しておりますが、コロナウイルス感染症による財政支出の増大を受け、さらなる減額を行うものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

議案書の3枚目、新旧対照表をお開き願います。

附則の最後に一語を加えるものでございます。内容と致しまして、令和2年7月1日から令和2年9月30日までの間、第1条第1号中100分の20を100分の30と、同条第2号中100分の5を100分の8と、同条第3号中100分の5を100分の15とそれぞれ読み替えるものでございます。

何とぞご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮り致します。

議案第27号は会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を省略致します。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。



〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第27号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号、特別職の給与の特例に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第10、議員提出議案第1号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例中改正の件。本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

辻本議員。

○3番（辻本 馨君） 議員提出議案第1号の提案理由及び内容説明。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例中改正の件の提案理由及び内容の説明を申し上げます。

本議案の提案理由といたしましては、世界中に猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症につきまして、我が国日本では緊急事態宣言は解除されたものの、第2波、第3波を防ぐためにも依然として感染拡大防止に予断を許さない状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症対策の様々な施策に早急を実施することが必要であります。現在の11人の議員が今できることとして、新型コロナウイルス感染症に対する太子町における住民の生活並びに地域経済支援のための財源に充当していただくことを目的に、当面10月の町議会議員選挙までの令和2年7月から9月までの3ヶ月間、議員報酬を10%削減することを定めるため、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の全部改正を提案します。

改正の内容と致しましては、議案書の3枚目をご覧ください。

平成15年1月から平成16年10月27日まで実施致しました議員報酬の3%削減

の特例に関する条例を、令和2年7月1日から令和2年9月30日までの3ヶ月間、議長、副議長及び議員の議員報酬を10%削減するという特例に全部改正するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、本議案の提案理由及び内容の説明とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮り致します。

議員提出議案第1号は会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会付託を省略致します。

ただいま説明がありました追加議案につきましては、議長を除く全議員の提出となっておりますので、質疑及び討論は省略致します。

お諮り致します。

議員提出議案第1号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等の特例に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第11、議員提出議案第2号、太子町副町長定数条例中改正の件。本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

村井議員。

○7番（村井浩二君） 議員提出議案第2号、太子町副町長定数条例中改正の件について、提案理由並びに改正内容の説明を申し上げます。

行政運営に関わるトップマネジメントの一層の強化を図り、複雑多様化する行政需要や今回の新型コロナウイルスのような非常事態発生時に、迅速かつ的確に対応するため、副町長を複数制とすることが可能な定数条例に改正することが必要であるための改正を提案致します。

それでは、お手元の資料の新旧対照表のところの太子町副町長定数条例の一部の、本則中の下線部、1人のところを2人以内という改正をする提案でございます。

以上で、提案理由と内容とさせていただきます。

以上で、ご審議の上、ご議決いただけますようよろしくお願い致します。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮り致します。

議員提出議案第2号は会議規則第39条の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会付託を省略致します。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 提案理由に、非常事態発生時に迅速かつ的確に対応するため、副町長を複数制とすることが可能な定数条例に改正する必要があるため改正を提案しますとありますが、では、このような理由で副町長を複数体制にしている町村があるのでしょうか。

大阪府では岬町ぐらいだと思いますけれども、そのような理由で複数にしているとは聞き及んでいません。改めて太子町の過去はどうだったのかというのも紐解いてみますと、助役時代、そのときは以前にも複数、2人体制だったときがありました。でも、それはバブルの時代、しかも人口1万7千人を想定していた時代のことで、今の庁舎も、ですから、1万7千人を想定して造られたものだそうです。

ところが、今はどうでしょう。人口も減少しており、人口1万7千人の太子町にするんだという人は、この場にはいらっしやらないと思います。

また、平成19年4月1日から施行されていますこの条例なんですけれども、助役から副町長と呼び名が変わった条例制定の際の説明で、当時の総務部長が何と言っているか。助役1人体制が20年以上も続き、そうです。私も20年、町議会議員をさせていただいておりますが、2人時代は知りません。だから、助役1人体制が20年以上も続き、現在に至っておりますこと、さらに、現下の町の財政状況等に鑑み、新条例におき

ましては、副町長 1 人体制とする内容になっておりますと。

財政的にも 2 人の副町長は要らないとの提案説明がありました。財政面でもどうなのかなと思うんです。

それで、お尋ね致します。

大体急いで今提案しなければならない必要性がちょっと理解できないのです。急ぐ必要性についてお答えください。

○議長（森田忠彦君） 村井議員。

○7番（村井浩二君） 西田議員の質問に答えさせていただきます。

提案理由の中にもありましたように、先生ご指摘のとおり、新型コロナウイルスなどの非常事態に対応するということの迅速かつ的確に対応するためということと、やっぱり表現を、2人限定ということではなく、2人以内という表現にすることで、弾力的な登用が可能になるのではないかという考えのもとで提案させていただきました。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○6番（西田いく子君） 迅速なコロナ対策が必要だということについては、異論はないです。でも、それだから副町長が複数必要かどうかはちょっと疑問です。非常事態時に必要と言いますが、陣頭指揮を執るのは町長ですよね。町長がしっかり陣頭指揮を執っていただければいいだけではないかと思うんです。

今、確かに太子町役場内、町長も副町長も部長も新しく替わって、そこにコロナ対策が加わって少しばたばたしているなどは感じていますが、これはいつまでも続くものではないはずです。

住民から副町長を 2 人にしてほしいとかの複数を望む声も聞いたこともありませんし、役場で働く職員からも、そんなことを聞いたことがないんです。勉強不足で申し訳ないですが、私の耳に入っていないだけかもしれませんので、聞き取る時間もいただきたいなと思いますので、今すぐ白黒つける問題でもないと思います。

ちょっと意見だけ言わせてもらって、お答えは結構です。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

西田議員。

○6番（西田いく子君） 議員提出議案第2号、太子町副町長定数条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

副町長の複数制を望む住民の皆さん、行政当局、職員からの声も聞いておりません。議会が対応上、副町長が複数必要とするなら、議会改革協議会や議員懇談会等で全議員に必要性について説明し、全議員に賛同してもらってからでも遅くはありません。

今議会に急いで複数体制にすることを提案する必要性はないことを指摘し、議員提出議案第2号、太子町副町長定数条例中改正の件についての反対の討論と致します。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。賛成討論。

山田議員。

○8番（山田 強君） 議長が賛成の討論がないかと言われなかったもので、それを待っていたんですけども、議員提出議案第2号、太子町副町長定数条例中改正の件について、賛成の立場で討論を行います。

本改正は副町長を複数制にするものであります。今回の100年に1度の有事と言われる新型コロナウイルス対策のように、熟練した行政手腕があってもその対応に不安があると考えます。加えて、新町長の極端な人事も影響しているかとも思えます。

このように、今後想定されない複雑多様化する行政需要が突発しても、迅速に対応できる用意が必要であります。コロナ対策にどれだけの財政需要が要るのが今後定かでない現状で、1千万円程度を要する副町長の増員を検討せねばならないのは、非常に辛いことであります。

できれば現体制でこの条例を使わないように頑張ってください、不安感を払拭してください。その上で、緊急避難として将来的に副町長を複数制にしておくことが望ましいと考えます。

備えあれば憂いなし。議員提出議案第2号の賛成討論と致します。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決致します。

議員提出議案第2号を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立4名・反対6名〕

○議長（森田忠彦君） 起立4名、反対6名。起立4名、よって、反対多数でございます。  
議員提出議案第2号、太子町副町長定数条例中改正の件は否決することに決しました。

---

○議長（森田忠彦君） 次に、日程第12、請願第2号、「(仮称)生涯学習施設」の早期建設開始を求める請願、これを議題と致します。

本件について、請願の紹介議員に説明を求めます。

山田議員。

○8番（山田 強君） 請願第2号、「(仮称)生涯学習施設」の早期建設を求める請願について、紹介議員を代表して私から説明させていただきます。

生涯学習施設建設を待ち望む住民の方々から、平成29年12月8日にも生涯学習施設の早期建設を求める請願、正式件名、太子町広報紙6月号に示された生涯学習施設早期実現を求める請願が提出されました。

この間、太子町議会と致しましても、平成29年7月10日の第1回から令和2年の3月16日までに、25回生涯学習施設建設調査特別委員会を開催し、当初のものとは場所、中身は異なりますが、良い生涯学習施設で決定したと理解しています。

当然田中町長も12月12日の第24回の会議まで町議会議員として出席し、建設的な発言をされていきました。24回の特別委員会で示されたスケジュールにつきましても、異議を唱えていなかった。その後、町長は議員を辞職したため、25回の特別委員会に出席しなかったが、全議員で(仮称)生涯学習施設詳細設計、今後の予定で工事費の概算もスケジュールも確認され、10月の文化祭後工事着工予定になっていたと思います。

ところが、田中町長は所信表明で(仮称)生涯学習施設の補正予算の計上は一旦見送りと表明されたが、検証期間については明確にされなかった。今回、太子町文化連盟会長奥田良典氏ほか11名の文化連盟の方々は、当初町長にも議会にも要望書の形式で提出されました。議会のルール上、要望書では9月の議会に取り上げられることになると議長が返事されたところ、改めて請願の形で議会に提出されました。

9月まで待てない。それだけ文化連盟の方々、住民の方々が早期建設を望んでおられる強い思いの籠もった請願であります。その思いに答えるべく、紹介議員に名を連ねさせていただきます。

それでは、請願を朗読させていただきます。

請願第2号、「(仮称)生涯学習施設」早期建設開始を求める請願。

太子町文化連盟会長、奥田良典氏ほか11名。

趣旨でございます。

令和2年6月2日、6月議会での町長の所信表明において、(仮称)生涯学習施設整備事業について、今議会での補正予算の計上は一旦見送りとする旨の表明がありました。現在の公民館及びまちづくり観光交流センターは、建設後数十年が経過し、雨漏り等老朽化が著しく、現在の耐震基準も満たしておりません。30年以内の発生確率が70%から80%で予測される東南海地震など、自然災害にも適応すべく、公民館、図書館を兼ね備えた(仮称)生涯学習施設の早期建設が大多数の町民から切望されてきました。

このことについては、議会も承知されていることと思います。平成29年3月の議会に当初案の実施設設計費の予算が上程されましたが、同年8月4日に予算が凍結されました。その後、建設予定地を変更し、平成30年12月19日開催の特別委員会において、現在のまちづくり観光交流センター敷地での建て替え案が9対1の圧倒的多数で可決され、ようやく多くの住民が待ち望んでいた(仮称)生涯学習施設の建設が前に動き出しました。

基本計画策定から現在の修正案ができるまでに、既に多額のコストが生じており、時間も経過しております。町民は一日も早い安心、安全な施設での学習活動を待ち望んでおります。

ついでには、太子町文化連盟一同、令和4年10月の第62回文化祭が新しい(仮称)生涯学習施設で開催できますことを切望し、速やかに(仮称)生涯学習施設の建設開始を田中町長に要請されることを請願致します。

以上、よろしくご審議、ご議決お願い致します。

○議長(森田忠彦君) ただいま趣旨の説明がありました。

お諮り致します。

請願第2号は去る6月12日に開催されました議会運営委員会において、生涯学習施設建設調査特別委員会への付託を省略し、本日全員審議にて取扱いとなっているため、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(森田忠彦君) ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員会付託を省略致します。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

採決を行います。

採択、不採択をお諮り致します。

請願第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立10名・反対0名〕

○議長（森田忠彦君） 全員賛成でございます。よって、請願第2号、「(仮称)生涯学習施設」の早期建設開始を求める請願は、採択となりました。

---

○議長（森田忠彦君） 日程第13、閉会中の継続審査の申出、これを議題と致します。

お手元に配付しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長及び生涯学習施設建設調査特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮り致します。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

去る2日に開会して以来、本日まで16日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議をいただき、厚く御礼申し上げます。理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からのご指摘並びにご意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望致します。

それでは、これを持ちまして、令和2年第2回太子町議会定例会を閉会致します。



(午前10時40分 閉会)

○議長（森田忠彦君） 閉会に当たりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和2年第2回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

去る6月2日に開会して以来、本日まで16日間の会期中、議員の皆様方におかれましては、本会議並びに委員会におきまして、慎重なるご審議を賜り、おかげをもちまして、提出致しました全ての案件について、原案どおりご承認、ご議決並びにご同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきました貴重なご意見等を十分に踏まえながら、町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本議会初日におきまして、私の所信表明を述べさせていただきました。その中で申し上げました（仮称）生涯学習施設整備事業、また、観光まちづくり拠点整備計画における精査、検証につきましては、将来においても持続可能なまちづくり、そして、笑顔あふれるまち・太子町に向けた第一歩であると考えております。

そして、私自身同じ思いである請願の趣旨にのっとり、迅速に精査、検証を進めてまいります。

また、今後4年間におきまして、お約束した施策については、着実に前に進め、より一層太子町が発展するよう鋭意取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、近畿地方の梅雨入りも発表され、すっかりしない暑苦しい天候が続いておりますが、こういうときは真夏よりもかえって熱中症になりやすいという傾向があるとのことですので、議員の皆様におかれましても、健康に十分ご留意いただきたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症は第2波、第3波が懸念されており、それに備えるとともに、この太子町において議員の皆様はもとより町民の方々が引き続き感染することがないように心からご祈念申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） 本日は、どうもご苦労さまでした。これにて散会と致します。ご苦労さまでした。

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長                      森 田 忠 彦

太子町議会議員                      村 井 浩 二

太子町議会議員                      山 田        強